

令和5年 3月 7日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和5年3月7日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問（別紙のとおり）
- 日程第 6 発議第 1号 東庄町議会の個人情報の保護に関する条例を制定することについて
- 日程第 7 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 議案第11号 東庄町個人情報保護法施行条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第12号 東庄町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第10 議案第13号 東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第11 議案第14号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第12 議案第15号 東庄町附属機関設置条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第13 議案第16号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第14 議案第17号 東庄町文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第15 議案第18号 東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第16 議案第19号 令和4年度東庄町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第17 議案第20号 令和4年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第

3号)

- 日程第18 議案第21号 令和4年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正
予算(第3号)
- 日程第19 議案第22号 令和4年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第23号 令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正
予算(第3号)
- 日程第21 議案第 3号 令和5年度東庄町一般会計予算
- 日程第22 議案第 4号 令和5年度東庄町国民健康保険特別会計予算
- 日程第23 議案第 5号 令和5年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第 6号 令和5年度東庄町食肉センター特別会計予算
- 日程第25 議案第 7号 令和5年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算
- 日程第26 議案第 8号 令和5年度東庄町介護保険特別会計予算
- 日程第27 議案第 9号 令和5年度東庄町水道事業会計予算
- 日程第28 議案第10号 令和5年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算
- 日程第29 休会の件

○本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 発議第 1号 東庄町議会の個人情報の保護に関する条例を制定する
ことについて
- 日程第 7 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 議案第11号 東庄町個人情報保護法施行条例を制定することについ
て
- 日程第 9 議案第12号 東庄町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改
正する条例を制定することについて

○出席議員(14名)

1番 前田君江君

2番 岩井 弘晃 君
 3番 越川 良男 君
 4番 柳堀 忠 君
 5番 桜井 莊一 君
 6番 土屋 光正 君
 7番 佐久間 義房 君
 8番 板寺 正範 君
 9番 花香 孝彦 君
 10番 大網 正敏 君
 11番 高木 武男 君
 12番 鈴木 正昭 君
 13番 山崎 ひろみ 君
 14番 宮澤 健 君

○欠席議員

なし

○出席説明員（14名）

町 長 岩田 利雄 君
 副町長 向後 喜一朗 君
 監査委員 平山 茂 君
 総務課長 堀江 弘之 君
 企画財政担当課長 加瀬 博子 君
 町民課長 香取 康成 君
 まちづくり課長 鈴木 秀樹 君
 健康福祉課長 布施 光規 君
 会計管理者 岩瀬 澄子 君
 病院事務長 渡辺 佳則 君
 農業委員会事務局長
 （農政担当課長） 前田 泰孝 君
 教育長 石橋 宏克 君
 教育課長 宇ノ澤 修 君

生涯学習担当課長 郡 伸 明 君

○出席事務局員（3名）

事 務 局 長 伊 藤 雅 晃

次 長 堀 江 香 澄

主 査 高 橋 大 助

(午前10時00分 開会)

議長（宮澤 健君）

おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和5年3月東庄町議会定例会を開会します。

会議に先立ち報告します。去る2月8日、高木武男君、鈴木正昭君の両名が全国町村議会議長会より、長年にわたる議会活動に対し自治功労者表彰を受賞されました。誠におめでとうございます。

ここで表彰状の伝達式を行います。事務局長がお名前を読み上げますので、前にお願ひします。

(表 彰)

議長（宮澤 健君）

これで伝達式を終わります。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、11番 高木武男君、5番 桜井荘一君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの11日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

おはようございます。それでは、令和5年3月定例会の運営についてご報告します。

今期定例会の運営につきましては、去る2月28日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定並びに付託委員会などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、発議1件、町長提案22件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から17日までの11日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は6人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、発議第1号を上程し、質疑・採決を行います。次に、諮問第1号を上程し、採決を行います。続いて、議案第11号、議案第12号を順次上程し、質疑・採決を行って、延会といたします。

第2日目の8日は、議案第13号から議案第23号までを順次上程し、質疑・採決を行います。次に、議案第3号から議案第10号までの令和5年度各会計予算を上程し、提案理由の説明、内容説明を行い、お手元の委員会付託表に記載のとおり予算決算常任委員会に詳細な審査を付託することとなります。次に、休会の件を諮り、散会とします。

第3日目の9日から16日までは休会としまして、この間、9日、13日、14日には予算決算常任委員会を開催することに合意を見ております。なお、委員会開催の詳細は審議予定表によりご了承願います。

最終日の17日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、議案第3号から議案第10号までの予算決算常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、行政執行上の報告及び組合議会などの報告を予定しております。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたしまして、以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

議長（宮澤 健君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から3月17日までの11日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から3月17日までの11日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

1 2 月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、請願・陳情の処理経過並びに結果の報告について、町長より報告がありました。配付の印刷物のとおりです。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

ご苦労さまです。それでは、令和 4 年 1 1 月 2 8 日から令和 5 年 2 月 2 6 日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

1 ページ目、総務課の関係でございますが、庶務関係で、区長会総会を 3 月 2 2 日に開催し、新役員が決定をいたしました。区長の皆様方には行政の様々な場面で活動をいただいております。

次に、2 ページ目、中段の住民税非課税世帯等臨時特別給付金関係でございますが、令和 4 年度に新たに住民税非課税となった世帯等に対しまして 1 0 万円を給付するもので、1 7 3 世帯に支給をいたしました。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ですが、令和 4 年度に住民税非課税となった世帯等に対して 5 万円を給付するもので、1, 2 5 4 世帯に支給をしております。

次に、下段になりますが、企画関係で、地域おこし協力隊として笠井貴義氏に委嘱をいたしました。地域おこし協力隊は、地域への人材定住、活性化地域力の維持強化を促進する目的で設置されたものです。地域の課題、そしてニーズや解決、情報発信を行うなど、今後、様々な活動や取組が期待をされます。

次に、3 ページ目、管財関係で中央監視装置整備工事の他、7 件の契約をいたしました。

次に、4 ページ目、中段、町民課の関係でございますが、賦課徴収関係で令和 4

年度町県民税等の新規・更正分納税通知書を発送しております。

また、滞納処分として預金等の差押や臨時戸別徴収を実施しております。今後も税財源の確保のため、徴収率の向上に努めてまいります。

次に、6ページ目、中段、個人番号カードの関係でございますが、現在、役場でカード交付申請補助、マイナポイント申込支援を行っております。12月、1月のカード申請に関わる伸び率は、千葉県下1位となっております。個人番号カードの公布は、累計8,039件となります。町民の皆様の利便向上を図るため、引き続き、交付申請補助に取り組んでまいります。

次に、健康福祉課の関係でございますけれども、福祉関係で、9ページ目、下段に記載のとおり子育て応援祝金を支給しております。今後も子育て家庭の支援と活力あるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、9ページ目、下段から10ページ目、中段の衛生関係で、記載のとおり予防接種、母子保健対策の事業を実施しております。コロナワクチン接種事業につきましては、3,296名が5回目の接種を受けております。今後も国の動向に注視しながら、ワクチン接種の取組を進めてまいります。

次に、下段の子ども医療費・高校生医療費対策事業でございますが、12月から2月支払い分の件数及び支給金額を記載しております。子育て世帯の負担軽減につながっているものと考えます。

次に、11ページ目、中段から介護保険関係で、認定状況や各種のサービスの利用状況を、12ページ目、中段から地域包括支援センター、デイサービスセンター等の活動、利用状況を記載しております。引き続き、介護予防を重視した施策の充実に努めてまいります。

次に、12ページ目、下段からのまちづくり課の関係でございますけれども、建設関係で、舗装補修工事等22件の工事と、14ページ目に移りまして、測量業務委託等9件の委託業務を発注しております。

次に、14ページ目、下段から、15ページ目、上段の公園関係でございますけれども、公園施設整備修繕工事1件、公園等維持管理業務委託1件を発注いたしました。

次に、農林水産関係でございますが、16ページ目、上段に記載のとおり水稻経営継続支援金事業、物価高騰対策農業者支援金事業でそれぞれの申請者に支援金を

支給しております。農業経営者の離農等の防止や経費負担等の軽減につながるものと考えております。

次に、中段から商工・観光関係でございますけれども、東庄町燃料価格高騰対策として、コジュリン3000の交付引換券を12月14日に発送しております。

次に、下段から水道関係でございますけれども、重要配水管更新工事等3件の工事の発注をいたしました。

最後に、18ページ目、中段の東庄病院の関係でございますが、診療状況につきましては、入院患者数が1日平均48人、外来患者数が93人となっております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

教育長、石橋宏克君。

教育長（石橋宏克君）

それでは、令和4年11月28日から令和5年2月26日までの教育委員会行政報告をさせていただきます。

始めに、教育委員会関係でございます。12月から2月にかけて定例教育委員会を3回実施しました。また、教育委員、民生委員、児童委員並びに学校長合同会議を2月24日に実施しました。

続いて、学校教育関係でございます。会議としては、お手元の資料のとおりでございますが、1月25日に教育支援委員会を実施しております。こども園関係としましては、2月18日にこじゅりんこども園入園前説明会を実施しております。

次に、契約関係です。東庄小学校保健室エアコン設置工事、東庄中学校教材用備品、電子黒板2台、購入契約を行っております。詳細はお手元の資料のとおりでございます。

続いて、指定寄附関係です。東洋合成株式会社様から東庄中学校卒業生の記念品として図書カード96枚、19万2,000円相当分の寄附をいただきました。

次に、生涯学習関係です。始めに、生涯学習事業ですが、主催事業として東庄町杉の子サークルクリスマス会や放課後子ども教室を資料のとおり実施いたしました。

また、1月22日には、千葉県教育委員会主催の房総の郷土芸能2022が東総文化会館で行われました。東庄町からは笹川神楽保存会が参加し、笹川の神楽を上演し、会場を盛り上げました。

社会教育事業関係としましては、12月4日にコジュリンマラソン大会を行い、当日は351名の参加がありました。なお、この大会には東庄中学校1、2年生が学校行事として参加をしております。

また、スポーツ推進審議会の会議を2月10日に実施し、次年度の運動会の在り方について検討をしているところでございます。

公民館事業としましては、お手元の資料のとおり様々な講座を行いました。特に2月26日、3年ぶりとなる公民館まつりが行われまして、その中で玉川奈々福さんによる浪曲会を実施しました。たくさんの展示や、そして発表がありました。

続いて、契約関係でございますが、東庄町宮野台運動公園野球場照明器具交換工事設計業務他1件の契約を行っております。

次に、社会教育関係でございます。1月28日に令和5年二十歳の門出の式典を行い、124名の二十歳の皆様の門出をお祝いしました。

また、東庄町文化財審議会、東庄町社会教育委員会会議等の会議を実施しております。

図書館関係については、お手元の資料のとおりでございます。

最後に、給食センター関係です。給食数はお手元の資料のとおりです。

給食主任者会議、学校給食調理業務委託業者選定委員会、学校給食センター運営委員会など、様々な会議を実施しております。

指定寄附としまして、東庄町養豚経営者協議会様から学校給食用食材として豚肉肩ロース切身56.7キログラムを頂きました。2月24日に肩ロースの西京焼きとして児童・生徒に提供しました。

以上、教育委員会行政報告とさせていただきます。

議長（宮澤 健君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

11番、高木です。それでは、一般質問、質問事項1、空き家対策について。

総務省の住宅・土地統計調査によると、我が国の空き家総数は2018年では8

46万戸あります。本町においても、相当数の空き家が存在しているものと思われます。私の集落においても、僅か50戸足らずですが、5戸の空き家があります。空き家率は10%です。本町では、5,000戸の住宅があるとする、500戸ぐらいの空き家が存在するのではないのでしょうか。住宅に住まなくなると適切な管理がされなくなり、周囲の生活環境に悪い影響を与えます。建物の倒壊や枯れ草による火災の発生など、危険性が考えられます。空き家周辺の人にとっては、不安であり、心配の種です。町は、空き家対策についてどのように考えているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、質問事項2、新しい東庄のための諸課題について質問します。

東庄町は、この20年間、レジェンド、伝説と呼ばれるようなこともなく、イノベーション、革新的なことも全く見受けられません。これでは近隣市町から置き去りにされてしまいます。道の駅一つ造ることも出来なかったことでは話になりません。

この町にとって一番必要なことは、行政のイノベーション、行政改革です。行政と議会がいろいろな課題に対してとことん話し合うことが必要ではないでしょうか。新しい東庄のまちづくりのために町はどのように考えていますか。見解をお伺いします。

以上、2点質問しました。次の質問からは自席より一問一答で行います。よろしくお願いたします。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、高木議員の質問事項1の空き家対策についてお答えをいたします。

現在、町では空き家の建物や道路上に出た雑木等の苦情等については、まちづくり課建設係及び維持管理係が対応しており、空き地、空き家や空き地の雑木の苦情等については町民課生活環境係が対応しております。また、空き家バンク等の空き家の利活用については、総務課企画財政係の方で担当しております。

高木議員がおっしゃるとおり東庄町も年々空き家が増えてきており、それによる苦情も増えてきております。町としても空き家対策は重要であり、対策は急務と認識しております。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、質問事項2、新しい東庄町の諸課題について、高木議員の新しい東庄町のまちづくりのためのいろいろな課題については、行政と議会の話合いが必要ではないかとのこと質問にお答えをいたします。

行政と議会は相互に独立をし、行政は執行機関として、議会は議決機関として職務機能を分担しております。それぞれ職務の違いはございますが、町政を正しく運営していくためには、議員がおっしゃるように相互の話合いは重要であると考えます。

全員協議会等の場を活用いたしまして、行政執行上の報告等をさせていただいているところではございますが、今後は更に議員の皆様との情報共有を図り、諸課題に対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

では、質問事項1の要旨1、特定空き家についてお尋ねします。

家をリフォームすることで転入者等が住居として利活用することは大変有意義なことです。空き家で一番問題なことは、何年も管理されていない廃屋とみなされる特定空き家と言われる空き家です。どういうものが特定空き家かというと、1、建物が倒壊するなど保安上著しい危険性がある状態、2、著しく衛生上有害となる恐れがある状態、3、適切な管理が行われていないことで著しく景観が損なわれる状態、4、周囲の生活環境を保全するために管理が不適切である状態、このような特定空き家は隣近所の住民はもとより、東庄町にとってもこの上ない災難です。公共の福祉の観点からも早急に対策を立てなければなりません。空き家は人口減少とも連動しており、これから益々増えることが予想されます。特定空き家対策について、町はどのように認識していますか、そしてどう対処されますか、お伺いいたします。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、ご質問の特定空き家について、町の認識と対処についてお答えをいたします。

議員がおっしゃるとおり国が定義する建物が倒壊等、著しく保安上危険となる恐れがあるような特定空き家の存在については、現在、町では把握をしておりませんが、管理をしていない空き家が将来特定空き家と呼ばれる物件になる可能性もあるため、町でも国の基本方針に即した空き家等対策計画などの策定や特定空き家を認定するための協議会の設置などを検討する必要があると考えております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

空き家に対する苦情が増えているということですが、どんな苦情があるのでしょうか。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

空き家から雑木が道路上に出たという、そういう雑木の苦情が特に多いです。

以上です。

議長（宮澤 健君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

苦情はその他にもいっぱいあると思います。

次に行きます。空き家の所有者に対して、指導、勧告はしていますか。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

現地で空き家の所有者等に対して写真等を送りまして、適切な管理について要請をいたしています。以上です。

議長（宮澤 健君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

条例がないと空き家対策が出来ないと思います。条例はいつまでに制定しますか。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

空き家に対する条例なのですが、現在の役場の関係部署を集めて空き家対策等の協議を始めているところであります。条例等についても併せてそこで検討したいと思っております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

いつまでという答弁はありませんでしたが、早急にやってください。そうしないと空き家対策が一向に進みません。

次に、質問事項2の1、集落振興対策について。

東庄町はこの20年間、発展性もなく、この地域では本町だけが過疎地の指定を受けてしまいました。今、日本の最大の危機はと問われれば、我が国がこの20年間、全く経済成長が出来なかったことでしょうか。その結果、1,000兆円を超える財政赤字があり、急激な人口減少問題があります。令和4年の出生数は80万人にも届きませんでした。この子供達が病気にもかからず、交通事故にも遭わず、100歳まで生きたとしても日本の人口は8,000万人にも届きません。これこそ危機的な状況だと思います。岸田首相も子供対策には異次元の対策が必要だと言っております。日本のこの20年間の歩みを見てみたいと思います。

日本のGDPは、20年前は世界の18%を占めていましたが、現在は6%ほどです。20年前、生活保護世帯が60万世帯から、現在は130万世帯以上もあります。貧困率はOECD加盟30ヶ国中、下から4番目であり、貧困率は16.3%です。30歳未満の若年層の年収200万円以下の世帯が38%あります。この20年間で賃金上昇率は、日本は僅か0.4%です。韓国では43%上昇しております。

す。この20年間で日本の税金等の負担率は48%です。日本は世界一高い自殺率で16.3%です。輸出大国と思われている日本の輸出依存度は137位と大きく後退しています。このような社会経済状況の中では、日本の経済成長は望めません。日本のGDPの横ばい状況が続けば国の税収も増えることはありません。年々増え続ける福祉や医療費を賄うため、毎年赤字国債が発行されます。国民はこんな苦しい状況の中、防衛費の倍増や異次元の子供対策として消費税等の引き上げもささやかれております。これでは所得の50%を超える税負担となります。これが世界の中での日本の姿なのです。

国からの交付税、支出金や各種の交付金等のお金をいただいている関係で、国から指示される政策を行うことは間違いではありませんが、真面目過ぎます。地方自治の観点からも、町独自の政策が求められます。

町民や議員からの意見や提案もほんの少ししか取り入れられていません。道の駅やみんなが楽しめる公園や図書館など、いろいろと提案してきましたが、取り上げてもらえませんでした。町民の代表である議員との話合いすら開かれたことがありません。このことが東庄町において空白の20年間が出来てしまった原因ではないでしょうか。

東庄町の活性化と元気さを取り戻すためには、まず集落の活性化と元気さを取り戻すことが重要なことかと存じます。東庄町が誕生した頃は8割方が農家でしたが、現在は1割ほどでしょうか。皆それぞれ地域外へ働きに出ていくようになると、自然と会話も少なくなり、集落の元気さも小さくなってきています。皆それぞれ自分の庭はきれいに清掃等は行き届いていますが、集落としての景観や清掃等は出来ていないのが現状です。集落の振興対策を行うことで町の活性化につながってくると思います。

町の発展を望むのであれば、それぞれの集落の活性化、振興対策が必要です。隼より始めよという言葉があります。何かをしようとする時は身近なところから始めなさいということでしょうか。この集落振興対策の積み重ねが町の発展につながります。集落の活性化なくして町の発展もありません。集落振興対策で目指すものは、1、集落内での会話、コミュニケーションの勧め。雑談を通して話合い、町に対して要望等があれば提言する。2、景観の保持や道路等の清掃活動を行う。3、上記の活動を通して独り暮らしや病气等で困っている人を見守り、福祉活動の手助けと

なる。このような集落振興対策を推進するためには、集落振興対策基本条例の制定は必要不可欠なものと存じます。町はこの集落振興対策について、どのように認識されますか。見解を求めます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、高木議員からのご質問、集落振興対策についてお答えをいたします。

議員がおっしゃるような町の発展のためには、集落の活性化、振興対策は大変重要なものであると考えております。

現在、町では、集落振興対策の一環として、行政協力員まちづくり会議を行っております。この会議は、地域の代表である区長さん方から、地域の中で生活する中で、ふだん感じていることを町民の視点から意見や提言として町に上げていただき、東庄のまちづくりに反映していくことを目的として、平成24年から開催しております。町民の皆さんの地域生活を支える最も身近なコミュニティーは、町内各区であります。地域だけでは解決することが難しい課題、また、町行政だけでは解決が難しい問題がそれぞれある中で、地域と町が、また地域同士がお互い知恵を出し合って、様々な課題に取り組むきっかけになるような会議を目指しております。

今後も集落の活性化、振興対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、議員の提案にございました集落振興支援にかかる条例につきましては、長野県飯綱町での取組の例がございました。飯綱町議会では、町民による政策サポーター制度を導入し、政策サポーター会議において議員と住民の話合いにより政策提言がまとめられ、平成26年9月に議員提言により条例が制定されたとのことでございます。

地域の課題を集落の視点で考える制度となっているとのことですので、今後、情報を収集し、検討してまいりたいと考えておりますので、議員各位にもご協力をお願いいたします。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

それでは、質問事項2の要旨2、ふれあい公園の再生について質問します。

私は令和3年6月議会において、ふれあい公園の再生について質問させていただきました。前向きな答弁をいただき、感謝しております。今回はその時の答弁が実行されているのか検証したいと思います。

魅力のなくなった公園の再生について尋ねたところ、時代に即した公園の在り方を考えていく必要があると答弁されました。時代に即した公園とはどのようなものでしょうか。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それではご質問にお答えします。

令和3年6月定例議会で高木議員から魅力がなくなった公園再生の認識についてのご質問に対して、町としても少子高齢化、過疎化、防災などの時代に即した公園の在り方を考えていく必要があると答弁をいたしました。公園もそれぞれの公園の設置時に目的や役割があったと思います。時代によってそれぞれの公園の役割やニーズが少しずつ変わってきております。公園の再整備をする際は、その公園の特性を生かしながら、維持管理を含めた、持続可能で地域の方が親しめるような整備を模索していきたいと考えております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

公園は環境学習の最適な場となりますと言われました。子供達はふれあい公園を何回訪れましたか。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

ご質問にお答えします。教育課に確認しましたところ、令和3年度から令和4年度にかけて小学校や中学校において、ふれあい公園での環境学習は行っておりませんが、地元の保育園が定期的に利用しております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

専門家のコンサルタント等に再生計画について委託等をしたいと答弁されました。委託はされましたか。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

ご質問にお答えします。専門家のコンサル等の再生計画の委託については、まずふれあい公園の見通しの悪いところを解消してから検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（宮澤 健君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

公園は、自然から学ぶ教育現場ではないかと質問したら、子供達にとって自然に触れ合っただけ学ぶことは重要なことであり、公園の大きな役割ですと答弁されました。ふれあい公園についても子供達が安心して遊べるように見通しをよくして、遊歩道なども再整備する必要があると答弁されました。これらのことについて、1ミリでも前に進んでいますか。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

ご質問にお答えします。専門業者に依頼して、ふれあい公園の見通しを悪くしている樹木の剪定や伐採の一部を令和3年度から実施をしております。今年度も専門業者に依頼して、剪定や伐採作業を行っているところであります。

また、令和5年度についても引き続き実施する予定でございます。

なお、遊歩道の再整備については、まだ実施をしておりますが、遊歩道の状況などを確認しながら検討いたします。

以上です。

議長（宮澤 健君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

2年前の一般質問の検証ということで、再質問させていただきましたが、及第点は差し上げられません。ふれあい公園の再生について、いろいろと考えていてくださることに 대해서는感謝しております。再生工事の作業も一部始まっているようですが、あまりにもスピード感がありません。もう少しスピードアップしていただくとありがたいのですが。公園は何のためにあるのでしょうか。春の桜の開花から新緑へ、そして秋の紅葉へと変化していく園内を散策することによって癒される癒しの空間だと思います。子供達がふれあい公園へ行ってみたいと言われるようになれば、公園と呼べません。小さな築山に造られたすべり台と芝生広場だけでも小さな子供達にとっては最適の遊び場となります。みんなから愛される公園の再生のために十分に配慮くださるよう、よろしく願いいたします。

次に、要旨3、土地基盤整備の全額公費負担について。

米作りの現場では、非常に厳しい状況が続いています。石油製品や電気料金、そして肥料価格も高騰しています。米60キロ当たりの生産原価は1万8,000円ぐらいにはなるのではないのでしょうか。昨年の売渡の平均価格は9,500円くらいだと思います。一番高かった時の価格と比べると、半値以下になっています。生産者は赤字覚悟で米作りに励んでおります。

一方、米作りを辞めて水田を貸している人の小作料収入は、1万円前後ではないかと思えます。土地を所有しても土地改良費、用水費、固定資産税等の出費があり、毎年、赤字が続いています。こういう状況の中では、土地基盤整備は全く進展がありません。世界的には食料は不足しています。こういう時こそ将来を見据えて、土地基盤整備を進めるべきだと思います。食料安全保障の観点からも、全額公費負担による土地基盤整備の実現に向けて、国・県に要望していただきたいと思えます。町の考えをお聞かせください。

議長（宮澤 健君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

それでは、全額公費負担による土地基盤整備の実現に向けた、国・県への要望に

関する町の考えについてお答えいたします。

議員のお話にもありましたとおり、米作りの現場は、大変厳しい状況が続いております。米価の下落や肥料の高騰などです。国では、農家負担の軽減のため、スマート農業の実現を推進しており、ロボット技術やICT、情報通信技術を活用して、省力化や高品質生産の実現を進めているところであります。

そして、これらを実現するためには、圃場の区画、拡大などの土地基盤整備が必要です。全額公費負担による土地基盤整備事業につきましては、国の農地中間管理機構関連、農地整備事業がございます。

主な事業要件といたしましては、10ヘクタール以上の地区を指定し、その全ての農地に15年間以上の中間管理権を設定するなどの要件がありますが、町といたしましては、町内の関係団体に対し、事業のPRに努めているところでございます。

今年度、令和4年度におきましては、昨年10月に桁沼地区を対象とした関係機関連絡会議を開催し、また、小座地区を対象とした検討会を先月、1月に開催しております。

今後も町内の関係団体に対し、必要な基盤整備事業を適切に周知、ご説明し、事業実施に向けた協議や計画が整いましたら、速やかに国・県へ事業実現に向けた要望を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。よろしくお願いたします。

議長（宮澤 健君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

農林業を取り巻く環境は、非常に厳しい状況が続いています。こういう状況下では、基盤整備に目を向ける人はごく僅かです。こういう時だからこそ、次のステージのための準備だと思います。全額公費負担による土地基盤整備の推進をお願いいたします。

次に、要旨4、ポーク&ビアについて。

このイベントに令和4年度予算には359万円が計上されています。主催は、まちおこし隊と観光協会だと言っていました。場所を提供し、予算と事務局まで引き受けているのであれば、実態は役場の主催だと言わざるを得ません。飲食を中心に、子供から大人まで楽しめるイベントだと言っておりますが、この会場では、子

供達がビール等のアルコール飲料を飲むことはないと思いますが、子供達の教育上、好ましいものではありません。昔の友人や親戚などの親しい人に会ったり、地域住民がコミュニケーションを作る場であると言っておりますが、ビールを提供する飲食店は、近くに何件もあります。飲食店にとっては災難です。このイベントは、町の活性化につながっていると言っていますが、活性化しているのであれば、数値で示してください。

近隣市町において、相次いで道の駅が造られた頃、何人もの議員から、道の駅について一般質問がありました。その時の答弁は、国道356号バイパスが完成したら検討したいと何度も前向きな発言、答弁がありました。昨年12月議会では、諸般の事情により道の駅の建設が難しいとの答弁でした。この10年間、何か努力されたのでしょうか。ポーク&ビアの開催については、ドイツのビール祭りをまねてやられたようですが、まねごとではうまくいきません。ドイツのビール祭りは、地元で生産されるビールとソーセージに感謝を込めて1810年からミュンヘンで9月中旬から約3週間開催され、毎年世界中から600万人もの人が訪れているという一大イベントです。

ポーク&ビアを開催するのであれば、東庄産のソーセージとビールが生産されることが条件です。そしてポーク&ビアが成功すれば道の駅の建設もおのずから進展するはずですが、何事も土台が大事で地道な努力が大切です。私は今年に入ってからポーク&ビアについて町民アンケートをし、このイベントについて聞きました。町で決めたことだから良いと答えた人は回答者の20%、ビールを飲んで町の活性化や産業の振興などあり得ないと答えた人は80%おります。ビールで町の活性化や産業の振興などあり得ません。中止すべきと答えた人が80%です。これが町民の意見です。見解を求めます。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それではご質問にお答えします。令和4年6月定例議会の一般質問でお答えしましたが、ポーク&ビア夏まつりは、町を活性化したいと立ち上げたまちおこし隊という有志団体が主催する東庄町に関心、愛着を持ってもらおうと共に、UIJターンのきっかけにするための大きなイベントです。このイベントには、出店やステージ

イベント関係者、お客様として参加している地域の方々など、多くの方が関わることにより経済活動の活性化、特産品である豚肉のPRや販売促進の一助にもなっていると認識をしております。アルコール類の提供に関しては賛否両論あるのは承知をしておりますが、来場者など、多くの方々からは概ね好評をいただいております。議員が行ったアンケートにつきましては、内容や対象者など把握していないため、見解を申し上げることは出来ませんが、高木議員からいただきましたご意見、ご提言につきましては、まちおこし隊の会議の場でも隊員に知らせていきたいと思います。

以上です。

議長（宮澤 健君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

ドイツのビール祭りは、ソーセージとビールが地域の経済と多くの人々の暮らしを支えています。人々の暮らしを支えているソーセージとビールに対して1年間の感謝を込めて開催されるのがドイツのビール祭りだと聞いております。一方、我が町のポーク&ビアは、多くの人々の暮らしを支えているのでしょうか。ビール好きの人にとっては、こんな飲み会、大賛成という人もいると思いますが、町の予算を使って行われるポーク&ビアについては、多くの町民は反対の意見を持っております。ポーク&ビアという名の飲み会のツケが参加しなかった町民にも回っていくこととなります。ここが問題です。ビールを飲んで町の活性化や産業の振興など、あり得ません。もっと健全な方法で真正面から取り組むべきです。このような発想は、戦争前のことであり、考えが古過ぎます。ポーク&ビアについては、以上のような理由により、反対せざるを得ません。即刻中止を求めて、質問を終わります。

次に、質問要旨5、議会のネット中継について。

議会での傍聴が出来ない人にとっては、ネット中継は朗報です。国会においても、本会議や委員会審議はテレビ中継されます。昨年の委員会での質疑の中で問題発言を繰り返す大臣は更迭されました。議会や委員会での発言は、重く責任を伴います。本町のネット中継で、都合の悪い発言は削除、取消しが行われます。こういうのを情報操作というのではないのでしょうか。さきの太平洋戦争で撤退を挺身といい、戦線で1勝10敗であっても勝った勝ったとラジオから流れてきます。国民は、ずっ

と勝ったと思ひ込んでしまいます。その結果、200万人以上の戦死者が出てしまいました。こんな負の遺産は今すぐ洗い流すべきではないでしょうか。物事を進める時、得する人と損をする人がいます。この場合、損をするのは町民です。新しい東庄のためには、議会等での都合の悪い発言の削除や取消しは即刻中止すべきです。

ネット中継についても町民アンケートを行いました。ネット中継の削除や取消しを認める人は14%、ネット中継の削除や取消しは認められないという人は86%います。これが町民の意見です。見解を求めます。

議長（宮澤 健君）

高木議員にお尋ねします。これはどなたに質問されますか。議会のことなので、これは執行部の方には、一般質問については、会議規則第60条に、議員は町の一般事務について議長の許可を得て質問することが出来るというふうに出ています。従って、これは議会の部分に関係することでありまして、削除というか、訂正の部分については、会議規則の方にそれは権利として示されております。それを駄目とか規制とかということは、法の遵守からはどうかと思うのですが。

議長（宮澤 健君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

ネット中継というのは、議会と執行部、役場ですね。これが町の予算とかいろいろな仕事に対する議論をしている場です。この場所においてのことなんですよ。だから町として関係がないとか、それは議会のことだとは言えないと思います。どうしてもそういうように言うのなら、それでも仕方が、私はあれするしかありませんけれども、出来れば、一言でもいいから発言、言っていただきたいと思いますが。

議長（宮澤 健君）

発言の撤回を申し出ることは出来ますけれども、申し出たからといって、これはすぐ撤回にはなりません。議会の中で、その案件として扱って、皆さんの許可を得て発言の撤回が、あるいは修正が認められれば、そういう形になります。本人から申し出たからといって、それが全部削除されるわけではありません。これは会議規則の方に出ていますので、上位法、優先の中で会議規則、あるいは地方自治法の中に定められている部分でありますから、それを駄目とかという部分で宣言することは出来ないと思いますので、またこの休憩時間等の部分を扱うと思うんですね。そ

れを削除という形ではなくて、放映しないで町の部分のPRとか、そういった部分の画面に切り替えるというようなことにもなるかと思imasので、全てが発言撤回、取消しとか、それを録画のところも編集というような部分に、そういう部分も入っていますので、その辺をご了承いただきたいというふうに思imas。よろしいですか。

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

私の感想を述べます。

議会のネット中継について、今、質問させていただきましたが、答弁がありませんでした。この質問は、行政にとってそんなに都合の悪い質問なんでしょうか。国会中継でも答弁しないテレビ中継を見たことがありません。議会での発言で削除や取消しを認めないというのが世界の潮流です。昨年の国会での委員会質疑の中で、問題発言を繰り返す大臣は更迭されました。議会や委員会での発言は、重く責任を伴います。本町においても、議事録やネット中継が安易に削除や取消しが行われるのであれば、民主主義の危機です。ネット中継についても、町民アンケートを行いました。削除や取消しを認めない人は回答者の86%でした。これも100年前の古い考え方です。新しい東庄のため、即刻中止を求めて質問を終わります。

議長（宮澤 健君）

以上で、高木武男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時20分からといたします。

（午前11時08分 休憩）

（午前11時20分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

議席番号13番、山崎ひろみでございます。通告に従いまして、本日の一般質問を行わせていただきます。

質問事項1の子育て、教育に関すること。

初めに、伴走型相談支援の取組の状況について伺います。

昨年の全国の出生数は80万人を割り込み、少子化はコロナ禍において想定を大きく上回るスピードで進み、児童虐待やいじめ、不登校、自殺も増え、子供をめぐる状況は深刻です。また、子供を持つこと自体をリスクと考える若者も増えていきます。こうした現状を重く受け止め、公明党は、誰もが子供を安心して産み育てられ、十分な教育が受けられる社会づくりを国家戦略と位置づけて進めなければとの認識に立ち、昨年11月に子育て応援トータルプランを発表しました。今年4月からはこども基本法が施行され、こども家庭庁も設置されます。子供も親も希望を持って幸せを実感出来る社会への構造改革を本気で進める時と考えます。

この度、妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援と妊娠、出産時に計10万円相当を支給する財源が確保されました。この事業は、妊婦さんに寄り添った支援が重要かと思われれます。そこで、本町において0歳児の見守り訪問事業の展開について、具体的に何をどのように進めようとしているのか伺います。

特に、現場に寄り添う伴走型支援については、人材の育成や確保のための体制整備が必要と考えますが、見解をお聞かせください。

次に、放課後児童対策、子供の居場所づくり、コミュニティースクール等の環境整備について伺います。

さきの町長の所信表明の中にもありましたが、子育て支援に関して18歳までの医療費の無償化、幼児教育・保育の無償化、給食費の無償化等、いち早く実施した。また、子育て支援センター、放課後児童クラブ、児童館等、子育て支援施設の整備状況は、他の市町村に比べ充実度、満足度が高いものと考えているとありました。それを踏まえ、質問させていただきます。まずは、東庄小学校においては、コロナ禍のさなか開校し、この3年間も通常の形が取れず、大変な状況だったと理解いたします。

現在、新年度を迎える時期にあたり、保護者等からは、来年度、学童に入れないのでとの声や、委託運営者側からの課題、要望等があります。まずは放課後児童クラブを含め、放課後児童対策、子供の居場所づくりについて現状と認識を伺います。

また、来年度、学校運営協議会を設置する予定と伺っていますが、具体的内容、進捗状況をお聞かせください。

私は常々子育てに関しては縦割り行政ではなく、町全体で取り組むべきと申し上げてまいりました。福祉課、教育課は常に情報を共有し、仕事をするのが重要と考えますが、認識を伺います。

せっかく他の市町村より素晴らしい施策を実施しても、保護者や町民が満足度を実感しなければ何なりません。子育て支援の充実した町をアピールすること、更に町全体で未来を担う子供達を育てるという意識をみんなが持てるようなまちづくりをするべきだと考えます。

更にコミュニティースクールにおいては、住民の皆様の協力なしには成り立たないと考えますが、町の見解をお聞きします。

次に、質問事項2の町民の健康を守る予防医療の推進を質問させていただきます。

初めに、子宮頸がんワクチンの接種に対する取組の状況を伺います。

子宮頸がんの発症予防を目的としたHPVワクチンについて、昨年4月より定期接種対象者への積極的勧奨が9年ぶりに再開されました。また、積極的勧奨差し控えの期間に定期接種年齢を過ぎてしまった女性に対しても、再度、接種機会を設けるキャッチアップ制度も開始され、全国的にHPVワクチンに関する接種や関心が高まっております。

そこで、本町の積極的勧奨再開に伴う対応と現状について伺います。

まず、対象者への周知は、いつどのように行いましたか。更に今年度直近までの接種率はどのようになっていますか。

次に、我が町は県下でも医療にかかる費用が低い町としてアピールしています。その大きな要因は、予防医療に力を入れているところかと理解しております。ワクチン接種の助成は、これまでも他の自治体に先駆けて取り組んできたことは評価させていただきます。

そこで、来年度新たに助成対象とするワクチン接種があれば内容等をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。この後は自席にて一問一答方式で行わせていただきます。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、質問事項の1番目、子育て、教育に関すること、質問要旨の1番目、伴走型相談支援の取組状況についてお答えいたします。

東庄町では、令和5年1月の臨時議会において、一般会計補正予算にもうすぐママ応援ギフト、すくすく赤ちゃん応援ギフトとして出産・子育て応援給付金を計上し、可決していただき、その後、東庄町国の出産・子育て応援給付金支給要綱を令和5年2月22日に施行し、令和4年4月1日以降の妊娠届出及び出産に係る給付金について適用することといたしました。

出産・子育て応援給付金は、伴走型相談支援と組み合わせた形で全ての妊婦、子育て家庭のニーズに即した効果的な支援となるよう工夫し、この支援を早期に対象者に届けることを目的として実施されるものであります。

議員からご質問のあった伴走型相談支援の中で、0歳児の見守り訪問事業の展開について、何をどのように進めるかについてですが、現在、町では生後1ヶ月の乳児の家庭を対象に希望により新生児訪問を行っております。これは出産後の育児について相談機会を設けるもので、基本的には助産師に委託しております。令和3年度の実績は11件でございました。

次に、生後2ヶ月の乳児の家庭を対象に保健師による乳児家庭全戸訪問を行っております。乳児訪問では、子供の体調測定を行いながら、発育状況の確認、母親の体調や育児の状況などの相談、予防接種の進め方について説明を行っております。

乳児訪問を通し、気になる子供や母親がいた場合は、継続して電話、面接、訪問等で経過を確認しております。

また、助産師等による心身のケアや育児相談を通して安心して子育てが出来るようにサポートする産後ケア事業を実施しております。新型コロナウイルスの影響による外出控え等のため、利用件数は少ないですが、令和3年度は3件、延べ9回、令和4年度は1件、延べ4回の利用となっております。

なお、こちらは県内、県外の助産院への委託により実施しております。

伴走型相談支援を行うにあたっては、主に町の保健師4名が主体となって相談、訪問業務を行っております。令和5年度以降も同様の体制で産後の母親の心の問題にも傾聴しながら事業を実施していきたいと考えております。

次に、質問要旨2、放課後児童対策、子供の居場所づくり、コミュニティースクール等の環境整備のうち、ご質問のありました放課後児童クラブを含め、放課後児

童対策、子供の居場所づくりの現状と認識についてお答えいたします。

放課後の子供の居場所として、町の事業の中では放課後児童クラブがありますが、放課後児童クラブは令和2年4月1日から現在の東庄小学校敷地内で新たに事業を開始し、開設から3年が経ち、年度ごとに登録児童数が増加し、預けたいと考える保護者が増えている状況にあり、現在の登録児童数は155名となっております。

運営を委託している笹川中央保育園では、このままでは安心・安全な保育をすることが困難になっているため、令和5年度からは定員の120名程度の登録児童で運営を行っていきたいとの要望がございました。何度も協議を重ね、町では令和5年度から120名程度の登録児童で運営することとし、入所の決定については1年生から3年生は全て受入れをし、4年生から6年生は保育園と同じく点数による入所の可否を決定することとしました。

これにより、待機児童が発生することが見込まれますが、保護者や運営側と連絡を密にし、待機児童の解消に努めていきたいと思っております。

また、子供の居場所づくりとして、公民館では、放課後子ども教室を実施しており、定期的に行っている書道教室や芸能教室、夏休みや冬休みの長期休業中に行われる企画など、放課後等の居場所対策としての役割を担っています。

今後も放課後児童クラブと放課後子ども教室がお互いに連携し、子供の居場所を確保出来るよう努めてまいります。

次に、健康福祉課、教育課との情報共有が重要と考えるとのことについてでございますが、国では令和5年4月1日からこども家庭庁を設置し、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こども真ん中社会の実現を目指すこととしています。

その中で、子供にとって必要不可欠な教育は、文部科学省のもとで充実させ、密接に連携することとしております。その上で、町でも同様に子育て支援を所管する健康福祉課と教育を所管する教育課との連携を密にし、子供の居場所づくりや児童虐待防止対策など、一体となって進めていきたいと考えております。それには情報共有のための場を設けることが必要となりますので、今後は定期的にそのような場を開催し、様々な子供の課題を協議し、情報共有していきたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

続きまして、ご質問事項の1、子育て、教育に関するご質問要旨2、放課後児童対策、子供の居場所づくり、コミュニティースクール等の環境整備の中で、ご質問いただきました学校運営協議会の設置に係る具体的内容、進捗状況についてお答えいたします。

町では、令和5年度から東庄小学校と東庄中学校において、東庄町立小中学校学校運営協議会を設置いたします。学校運営協議会では、保護者や地域住民、校長等が委員となり、教育課題について熟議を行うことで学校運営に参画することが可能となります。このように地域住民や保護者の学校運営への参画や学校運営へ支援や協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民との間の信頼関係を深め、児童生徒の健全育成に取り組むことを運営方針としております。

学校運営協議会の主な役割としましては、学校運営の基本方針を承認することや学校運営に関する意見を教育委員会や学校に述べる事が出来ることなどが挙げられます。このような学校運営協議会を設置した学校をコミュニティースクールと呼んでおります。

学校運営協議会の進捗状況としましては、令和4年度は準備会議を開催し、学校運営協議会の委員等の検討や規則、要綱の制定や仕組みづくりに関する取組を行ってまいりました。令和5年度につきましては、地域住民や保護者、校長等を委員として、東庄町立小中学校学校運営協議会を設置し、年間3回程度の会議の開催を予定しております。また、講師を招いての研修や先進地域への現地視察も検討しております。

加えて、学校運営協議会と並行して地域学校協働本部を立ち上げ、地域と学校が連携した取組を進めてまいります。

具体的には、地域住民による登下校の見守り活動や稲作体験などをはじめとした学校行事へのボランティアの参加などの協働活動が期待されます。学校運営協議会、地域学校協働本部を中心とした活動を通じて、学校、家庭、地域が共に高まり合う関係が築けるよう、今後も取り組んでまいります。

私からは以上となります。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、質問事項の2番目、町民の健康を守る予防医療の推進、質問要旨の1番目、子宮頸がん予防ワクチンの接種に対する取組の状況についてお答えいたします。

国では、子宮頸がん等を予防するため、ヒトパピローマウイルスワクチン（HPVワクチン）の接種が小学校6年生から高校1年生相当の女子を対象に定期接種が行われていましたが、平成25年6月から、積極的な勧奨を一時差し控えておりました。令和3年11月に専門家の評価によりHPVワクチンの積極的勧奨を控えている状況を終了させることが妥当とされ、令和4年4月から個別の勧奨を行うこととなりました。

東庄町では、令和4年4月1日から積極的勧奨を再開し、定期接種の対象者については中学1年生と高校1年生に令和4年4月に通知し、勧奨を実施しております。

また、平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれまでの女性の中には、HPVワクチンの接種を逃した方がいらっしゃいますので、その方へのキャッチアップ接種のため、令和4年4月に広報やホームページ、対象者への個別通知で周知を行い、希望者には詳細な通知や予診票を送付しております。

更に平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれの令和4年度に17歳から20歳を迎える女性に対しても、令和4年4月に情報提供を行いました。平成9年4月2日から平成14年4月1日生まれの平成4年度に21歳から25歳を迎える女性に対しては、令和5年度に情報提供を行う予定でございます。令和5年度からは町ホームページでの申込みフォームを作成し、接種を希望する方が申し込みやすい環境を整備し、接種率の向上を図っていくこととしております。

令和6年度末までがキャッチアップ接種の期間であるため、申込みフォームの紹介も含め、広報等で定期的に周知を図ってまいります。定期接種や積極的勧奨により、今年度HPVワクチンを接種した方の接種率は、令和4年12月末現在では、定期接種が対象者285名、接種者52名、接種率18.2%でございまして、キャッチアップ接種は対象者431名、接種者38名、接種率8.8%でございました。

続いて、質問要旨の2番目、新たに助成対象とするワクチン接種の内容について

お答えいたします。町では、令和5年度帯状疱疹ワクチン接種に対する費用助成を令和5年度、一般会計予算に計上しております。帯状疱疹は、ワクチンで予防でき、平成28年3月から50歳以上の方に対して、水痘ワクチンを帯状疱疹予防のために接種することが出来るようになりました。現在は生ワクチンと不活化ワクチンの2種類が接種でき、令和5年度からは、この2種類のワクチンについて費用助成を行う予定でございます。なお、千葉県内では、いすみ市、我孫子市、鎌ヶ谷市、神崎町の四つの市町が助成をしており、東庄町においても先進的に取り組むことで帯状疱疹の発症を予防し、町民の健康を守る予防医療の推進を図っていきたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。伴走型相談支援ですけれども、生後1ヶ月の新生児訪問は、希望により実施していて、令和3年度の実績は11件とのことですが、これについては1ヶ月健診は、出産した産婦人科などで行うので、希望者のみという理解でよろしいでしょうか。そしてまた、全戸訪問は、生後2ヶ月の乳児の家庭に対して実施するとしているようですけれども、その他に訪問するのは気になる家庭のみということでしょうか。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

生後1ヶ月の新生児訪問については、母子手帳別冊についている出生通知を出生後、送付していただくことにより、希望を確認しており、希望者のみに訪問をしております。

また、気になる家庭のみの訪問ということについては、ご質問のとおり、気になる家庭のみとなります。

以上となります。

議長（宮澤 健君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

承知しました。伴走型相談支援は、親が育児に不安を抱え、育児ノイローゼになったり、子供の虐待に進んでしまうケースなどを防ぐ大変重要な役割があるかと考えますけれども、訪問支援する人材は足りているのでしょうか。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

先程も答弁しましたように、伴走型相談支援については、保健師4名で対応しておりますが、業務が多忙な際は会計年度任用職員の保健師が1名おりますので、その者で対応してまいります。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

承知しました。現在、町では年間50人ほどしか赤ちゃんが生まれないようですので、保健師さんの手は足りているということかと思えます。是非一人一人に十分な対応が出来るようお願いしたいと思えます。

伴走型支援が充実し、安心して子育てが出来ることで出産数が増えるようになることを望みます。

次に、喫緊の課題であります放課後児童クラブについて。私は、放課後児童クラブを利用出来ずに路頭に迷う家庭を絶対に作らないでほしいのが一番の願いです。まずは4月の新年度に全員カバーでき、夏休み等の長期休暇を混乱なく進められるのかお聞きします。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

先程も答弁しましたように、放課後児童クラブにおいては、4月から待機児童を発生させないように、また、夏休みなど長期休暇についても混乱のないよう、保護者や運営側と連絡、連携を密にしていきたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

教育課の所管であります放課後子ども教室は、学童保育を補完出来るものになり得るのかお伺いします。

議長（宮澤 健君）

生涯学習担当課長、郡伸明君。

生涯学習担当課長（郡 伸明君）

令和4年度に公民館で実施した放課後子ども教室は、月2回の郷土芸能教室と月3回、土曜日に実施している書道教室です。また、夏休みや冬休みの長期休業中に映画上映会、絵画教室、昔遊び体験教室などを実施しております。現状では、学童保育の補完は難しいかと思われます。放課後子ども教室は、放課後児童クラブの保育とは異なり、学習やスポーツ、文化・芸能活動など、地域住民との学びと交流を通して安全・安心な子供達の居場所づくりを目的としております。

今後は、今実施している教室の充実や新たな教室の創設に向けて取り組んでまいりたいと思います。

私からは以上となります。

議長（宮澤 健君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

放課後子ども教室は別物という考えかと思います。そして、今現在、学童が一番問題なのですけれども、小学校の支援員の先生方が大勢いらっしゃいます。その方達に応援をお願いすることは可能でしょうか。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

小学校の学習支援員の先生から応援してもらうことは可能かということですが、小学校の学習支援員が勤務日以外で放課後児童クラブに勤務することは、学習支援員と委託先の笹川中央保育園との雇用契約によるので可能と考えます。

しかし、小学校に勤務した後、放課後児童クラブに勤務することは、ダブルワー

クとなるため、労働基準法に定められている1日に8時間を超えて労働させてはならないとすることに反するため、難しいと考えます。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

当初の質問と少し順番が変わりますけれども、現状では放課後子ども教室も学童の補完は出来ない、先生方もそのままストレートにお願いするということも出来ないという状況です。

今回いろいろ保育園の先生方のお話も聞きましたし、保護者のいろいろなご意見とかも聞きました。令和5年度は1年生から3年生までは希望者全員が入れて、4年生からが点数制で、そこで切られたという言葉は失礼ですけれども、入れない子供さんが出て大変な状況になっていました。これからは1年生から6年生、全ての子供達を点数制にして、点数制の内容は私には分かりませんが、学童本来の目的、保護者が就労しているために、家にいないので見られないという、そういう子供達が入れないというのは困りますので、全員の点数制にしてやるのが一番なのかなと思います。

運営は、無事故が第一です。子供達は授業中とは違って、放課後児童クラブの中では緊張感はなく、中には支援の必要な子供さんもいて、大変賑やかな状況です。是非一度、所管の課長、また町長、教育長にも現場を見ていただけたらと思います。

その他に子供の居場所づくりとして、子ども食堂、子どもの学習支援などあるということで質問させていただきましたが、まだうちの町にはその土壌が出来てなくて、出来ておりません。これは住民の中から湧き出て出来るものでもあるので、町とこれからタイアップして出来ることを望んでおります。

また、コミュニティースクールについては、学校と地域のつながり、町全体で子供達を見守り、育んでいくことが重要と考えます。型を作るだけではなく、我が町独自の中身の濃いものになっていくことを望みます。

それでは、2番目の子宮頸がん予防ワクチンに移ります。

勸奨再開にあたり、キャッチアップ対象者へは個別通知の対応を取っていただき、感謝いたします。前年度に比べると増えているのは間違いないと思いますけれども、

ただ接種者の数は少ないかと思えます。接種差し控えの期間が長かったので、戸惑いや不安もあるかもしれません。しかし、子宮頸がんは毎年1万人が罹患し、約3,000人の方が亡くなっています。女性にとって、命に関わる疾患です。今後も町民に寄り添った丁寧な対応をお願いしたいと思えます。

現在、定期接種やキャッチアップ制度で使用出来るHPVワクチンは、2価ワクチンと4価ワクチンとなっていますが、これらのワクチンよりも高い感染予防効果があるとされる9価HPVワクチンについて、厚生労働省は本年4月以降、定期接種とする方針であることが報道されています。定期接種として、新しいワクチンも使えるようになることは対象者にとって、接種を検討するための大変重要な情報だと思います。そこで、9価HPVワクチンの定期接種化を踏まえ、対象となる方に対してどう周知していくのか伺います。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

9価のHPVワクチンの周知の方法ですけれども、令和5年度の定期予防接種対象者の中学1年生と高校1年生には、9価について記載した通知と予診票を送付する予定でございます。

また、小学校6年生と中学校3年生は、令和6年度に定期接種対象となるため、昨年度、積極的勧奨が再開したことについて通知してございませんので、令和5年度に9価について記載した周知のための通知を送付する予定でございます。

令和5年度、キャッチアップ接種対象者にも同様に9価について記載した通知を送付いたします。

なお、令和4年度に通知した方々については、広報東庄やホームページで周知を図ってまいります。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。引き続き、よろしく願いいたします。

次に、新たに助成対象となるワクチン接種ですけれども、帯状疱疹ワクチン接種

に対する費用助成を令和5年度予算に計上されたこと、感謝いたします。細かい助成内容については、この後の予算決算常任委員会で説明があるかと思いますが、先日、この助成の前にワクチンを接種された方から伺ったのですけれども、ワクチンは生と不活化の2種類があるのですが、町内の医療機関ではどちらか一方のワクチンしかなかったとのことでした。これについてはどう認識されているか伺います。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

2種類のワクチンのうちどれを取り扱うかについては、各医療機関の方針によるものと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

承知しました。先生、ドクターの方針もあるかもしれませんが、今現在、接種される方が少ないので、もしかしたら両方ないということもありますので、これが助成対象がはっきり決まったら、周知する時も医療機関との連携もよく取っていただいて、接種を受けたい人がスムーズに出来るような対応をお願いしたいと思います。

次に、昨年10月から高齢者のインフルエンザ予防ワクチンの助成が1,500円から2,000円に拡充されました。医療機関の料金の値上げもあってのことと思いますが、高齢者からは喜びの声があります。私は、小さいお子さんを持つ方から、子供に対するインフルエンザワクチンの助成もお願いしたいと前々から要望されています。町の見解をお聞きします。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

千葉県内では既に助成を行っている市町がございますので、今後検討してまいりたいと思います。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

では、よろしくお願いいたします。インフルエンザも重症になると命を落とすことがあります。子供さんを二人抱えて、二人一緒に同じ時期にやるとなると結構な費用がかかるということでご相談を受けたことがありました。安心の子育てが出来るよう、早期の実施を望みます。

最後に、子育て支援も予防医療も我が町は先進的に取り組んできたと私は理解し、また評価してまいりました。そしてそれは目に見える結果として現れなければいけないのかもと思っております。何度も申し上げますが、各課はもっと連携を密にして、情報共有はもとより、話し合う場を設けるべきだと思います。単に報告という形では内容は深まらず、前に進みません。この度の件も、福祉課、教育課、どちらが遠慮しているのかよく分かりませんが、現場は課長のもと下の人達が対応しております。報告は上がっていると思っておりますけれども、各課のトップ、そしてまたトップでもなかなか出来ないことは町長がリーダーシップを取っていただかないと思います。いろいろな子育てを町全体でするとするのは、自分の課だけでは出来ないことでありますので、是非町長がリーダーシップを取って、話合いの場、町内の保育施設、いろいろな子育て関連のところがあります、その方達とも意見交換をして、是非子育ての町、今回、ホームページも大きく子育ての画面が出ておりますけれども、アピール出来るようなまちにさせていただけたらと思っております。それをお願いしまして、本日の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（宮澤 健君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

（午前11時57分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、前田君江君。

1番（前田君江君）

議席番号1番、前田君江です。お許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

大分春らしくなってまいりました。季節の変わり目は体調も崩しやすいと存じます。花粉症なのか、はたまたコロナに感染してしまったのではないかなんて心配になってしまいます。コロナも5月から5類の扱いになり、マスク着用ももうすぐ個人の判断に委ねられる方向のようです。このままコロナ前の生活に戻れることが一番なのですが、本日の質問は、町のがん検診についてです。1番、コロナによる検診率の減少があったのか、2番、検診者を増やす対策はあるのかなどをお聞きしようと思います。

2020年1月に初めて国内で感染者が確認され、オリンピックをはじめ様々なイベントや行事が中止、もしくは延期を余儀なくされました。多くの人が感染を広げない努力を始めたのですが、その中のがん検診を控える、病院に行くのを先延ばしにするといったことも含まれ、がんで亡くなる方が増えてしまったという経緯があります。

そこで質問です。まず、東庄町ではどのようながん検診が何歳になったら受けられるのでしょうか。各がんによって違うと思いますので、一つずつ対象年齢と無料なのかどうかをお聞かせください。

また、対象年齢にならないと受けられないのか、受けられるとしたら費用はかかるのかもお聞かせください。

次に、各がん検診の本来受診出来る東庄町の対象人口を伺いたいです。その中で、受診している人はどのくらいなのか、何%の方が検診を受けているのかをお聞かせください。

それから、コロナ前の2019年度に比べ、2022年度までのがん検診の減少の推移を6種類のがん、それぞれについて伺いたいです。

二つ目に、減少した検診者を増やす対策は考えていますか。今現在の対策と新たに考えているアイデアなどがあるのかをお聞かせください。あるのであれば、内容も是非聞きたいです。

これで1回目の質問を終わりにします。2回目からは自席にて質問いたします。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは。質問事項の1番目、町のがん検診について、質問要旨の1番目、コロナ禍でがん検診の減少があったのかについてお答えいたします。

初めに、町で行っているがん検診は、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん、前立腺がんの6種類となり、全て無料で受診出来ます。

それぞれの受診出来る年齢は、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診は40歳から、子宮がん検診は20歳から、乳がん検診は30歳から、前立腺がん検診は50歳からとなります。

また、対象年齢にならないと受けられないのかとのご質問ですが、町では、前立腺がん検診以外は20歳以上の方であれば対象年齢でなくても受診することは可能です。

次に、各がん検診の対象人口、受診者数、受診率でございますが、令和4年度の胃がん検診の対象者は9,359名、受診者数は859名、受診率9.2%、大腸がん検診の対象者は9,359名、受診者数は1,070名、受診率11.4%、肺がん検診の対象者は9,359名、受診者数は1,886名、受診率20.2%、子宮がん検診の対象者は5,794名、受診者数は566名、受診率9.8%、乳がん検診の対象者は5,376名、受診者数は1,650名、受診率30.7%、前立腺がん検診の対象者は3,652名、受診者数は276名、受診率7.6%でございます。

次に、コロナ前に比べて令和4年度までの減少の推移についてでございますが、年度の差こそあれ、大幅な減少は見られませんが、乳がん検診において一時的に減少しましたが、現在ほぼ通常どおりに戻っております。

また、登録制で行っているがん検診ですが、年齢を経て検診を行わない方が増えていることにより若干ですが減少していると思われれます。

続いて、質問要旨の2番目、検診者を増やす対策はあるのかについてお答えいたします。

町では、例年2月に広報東庄やホームページで町民の方に向けて各種がん検診を受診したい方は登録制となっている旨をお知らせしています。新規登録については、保健福祉総合センター窓口での登録と電話での登録となっておりますが、令和5年度のがん検診からは町ホームページから登録することも可能となり、24時間い

つでも登録出来ます。

前立腺がん検診を除いて20歳以上の方であれば対象年齢でなくても登録することが可能です。これにより、日中お仕事が忙しく、なかなか登録することが出来なかった方が可能となることから、検診者数の増加が見込まれると考えております。

なお、ホームページからの登録は広報東庄2月号、町ホームページでお知らせしています。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

1番、前田君江君。

1番（前田君江君）

ご回答ありがとうございます。6種類のがんを全て無料で行っているのですね。それぞれ規定の年齢以上という決まりはあるものの、二十歳以上の町民であれば、申請をすれば無料で検診を受けられるということですね。

例えば、胃がん検診は男女共に規定では40歳以上になっていますが、27歳だったり、32歳だったりとしても、東庄町民であれば福祉センターに直接登録、もしくは受付時間内の電話での登録という方法だけではなく、新たに町のホームページから夜中でも登録申請ができ、次の検診から無料で受けられるということ。ただし、前立腺がん検診のみが49歳以下の方は登録出来ない、50歳以上というふう

に今、認識しました。

次に、検診率のパーセンテージを細かく教えていただきまして、ありがとうございます。国が推奨するがん検診は、5種類です。胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がん。でも、東庄町ではそこに前立腺がんも入れています。しかも全て無料です。本当に素晴らしいと思います。にもかかわらず、2022年度の検診率は、胃がんが9.2%、大腸がんは11.4%、肺がんは20.2%、乳がんは30.7%、子宮頸がんは9.8%、そして前立腺がんは7.6%という結果でした。この中で乳がん検診においては5,376人中1,650の方が町の検診を受けています。お勤めされている方の中には、会社の乳がん検診を受けている方もおいででしょうから、対象者の3人の一人以上の検診率になるかと思えます。これは東庄町の女性の皆さんの健康への意識の高さを感じました。しかし、健康福祉課に確認したところ、コロナが猛威を振るい始めた2020年度、令和2年度の乳がん検

診においては、前年に比べ934人まで減りました。27%以上あったものが、15.7%に落ち込んでいます。その訳を伺いたい。

そしてもう一つ、注目すべきところは、前立腺がんの検診率の悪さです。コロナ前は3,594人の対象者の中で683人、19%の男性が検診を受けていました。これが翌年、コロナ真ただ中になると僅か142人、3.9%まで減少しています。コロナ控えをもろに受けたように見えます。しかも検診者数は戻ってきているという直近の2022年度でさえ276人、7.6%にとどまっています。コロナ前の検診率の半分以下です。これは検診率を戻しているとは言い難いですよね。その点もなぜなのか教えてください。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

乳がん検診の令和2年度の受診者が大幅に減少した理由でございますが、例年4月に乳がん検診を実施しており、令和2年4月は新型コロナウイルスの感染が日本においても流行してきた時期でございます。初めての緊急事態宣言が発令された時でもあります。そのようなことから、4月の実施を延期し、7月から10月にかけて検診を実施しました。実施に際しても、三密を避けるため、予約枠を通常より抑えて行ったことから減少したものでございます。

次に、前立腺がん検診の受診率が減少した理由でございますが、前立腺がん検診については、令和元年度までは国民健康保険に加入している方は、町で実施している特定健診の会場で登録をしていない方でも実施可能でありましたが、新型コロナウイルスの感染症感染予防として、会場での密を避けるため、令和2年度の特定健診から事前登録制としたことにより、減少したものでございます。

なお、令和5年度からは新型コロナウイルス感染症の感染が落ち着いてきたことや住民の利便性を考え、以前と同じ特定健診の受診時に事前申込みがなくても受診出来るようにしていく予定でございます。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

1番、前田君江君。

1番（前田君江君）

そうでした。2020年、令和2年の春は、東庄町は混乱の中にいました。三密を避けることも、がん検診低下の原因ということですが、制度を変えての取組があったのであれば、町民への告知を何度か繰り返していただきたかったと思います。やはりコロナの影響は、がん検診に多大な影を落としたと言えるでしょう。

2021年度調べですが、国内で男性の死亡率が一番高いがんは肺がんです。次いで大腸がんです。でも、一番罹患率が高い、一番なってしまうがんは前立腺がんです。この前立腺がんについては、血液検査で確認することが出来ます。採血はお嫌いな方もおいででしょうが、是非受けていただきたい。しかも特定健診の受診時に事前登録がなくても検診してもらえる予定なんですね。良かった。ひと手間でも減らしていただければ、検診しようと思う人が増えると思います。もっと声を大にして呼びかけていきましょう。

加えて、大腸がんは男女共に死亡率の高いがんです。これについてはもっと検診率を上げていきたい。町民の一人一人が町の力です。誰一人がんの見逃しのせいで失ってはならないと思います。広報東庄以外でも呼びかけを考えていただけませんか。ホームページからの登録は割と分かりやすいと思います。ただ、ご高齢の方にはハードルが高いのかなと思いました。例えば、家族のスマートフォンからでも登録出来るといった文章を広報に入れていただくとか、また回覧板等にごがん検診新規登録方法などを記載したお知らせを挟んでもらったり、東庄町とLINEのお友達登録をしてもらい、がん検診申し込もうねというコジユリン君メッセージを配信していただくというのも検討していただきたいです。

それから、町の皆さんにごがん検診推進ポスターを町から募集するというのはいかがでしょうか。医療機関のみならず、スーパーや商店、公共の掲示板に貼ってもらえると健康意識の高まりにもつながると思います。いかがでしょうか。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

広報東庄以外でも呼びかけを考えていただけないかということですが、先程も答弁しましたように、がん検診については、広報、ホームページで広く周知を行っておりますが、それ以外の方法として、35歳から5歳刻みで50歳までの方に対し個別通知を発送し、がん検診のお知らせをしております。

また、ホームページでのがん検診の申込みフォームを利用した申込みは、代理で行うことができますので、ホームページ上でお知らせしていきたいと思います。

回覧板でがん検診のお知らせをすることについても、次年度のお知らせを広報に掲載する前に回覧板で事前告知などを行うことは可能ですので、検討してまいります。更にはがん検診推進ポスターの募集も含め、全ての世代にがん検診の重要性をアピールすることが重要と考えますので、貴重なご意見として承りたいと思います。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

1 番、前田君江君。

1 番（前田君江君）

いろいろご検討くださるということで、うれしいです。ありがとうございます。

それから、5歳刻みのがん検診のお知らせは、そういうことだったんですね。良い取組かと思いますが、その趣旨も、もっと何度も発信してください。私自身のことですが、嫁いできて間もない頃、当時、この個別通知を受け取ったのですが、申し込んだ覚えがなくて、お金もかかるのかと思ってしまいまして、誰にも何も聞かずにそのままにした覚えがあります。こんな町民が私以外にもいるのではないかなと、お嫁に来て右も左も分からなくて、聞ける友人もいなくて、というふうなことでしたが、そういったことも含めて、趣旨、内容を何度もお知らせしていただくとありがたいなと思います。

最後に、近隣の市町村から比べても東庄町のがん検診の内容は、6種類のがん検診が新規登録していただくと前立腺がんは50歳以上だけれども、他の5種類においては二十歳以上の方は無料で受けられる、本当に町民思いの内容だと思います。有料であったり、種類が少なかったりという町もあります。早期発見、早期治療で、寛解に持っていったら本当にうれしいですよ。町のがん検診の呼びかけがやたらうるさくてすごいんだよ、そのおかげで命拾いしたよという方が一人でもあれば、この取組の意義があることになると思います。その点ももっと内外にアピールしていただきたいと思います。他の町に住んでいる人に、このがん検診の内容を言っただけでも、すごいねと言ってもらえます。東庄町の皆さんがうっかり知らなかったということがないように取り組んでいただけないでしょうか。皆さんが健康で元気に暮らしていくために、まずは自分の体を思いやること、それをもっと多くの人に

目覚めてもらいたい。

以上で、本日の質問を終わりにいたします。是非よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

以上で、前田君江君の一般質問を終わります。

次に、9番、花香孝彦君。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

9番、花香孝彦です。

質問事項1、最優先1位の防犯体制の強化を。質問要旨1、子供達への対応の再確認。2、今後の取組と課題。

質問事項2、東庄町耐震強化促進計画。質問要旨1、耐震状況の再確認。2、耐震の今後の施策。

質問様式は全て一問一答方式で行います。

令和2年11月、第6次東庄町総合計画、後期基本計画の策定にあたってアンケート調査を実施し、東庄町の今後のまちづくりのための町民アンケート調査結果報告書を策定されました。その内容として、優先度という調査結果があります。優先度の最も高い項目は、防犯体制、約17点。続いて、道路整備状況、約13点。公共交通の状況、約10点となっております。

防犯体制の優先度が高い理由としては、今後の重要度は上位に重視されているが、現状の満足度は下から2番目となり、結果として優先度が最も高くなっております。

そこで、一つ目の質問として、質問事項1、最優先1位の防犯体制の強化について伺わせていただきます。

防犯体制については、以前、平成26年12月定例会で一般質問をいたしました。当時質問した際は、数ヶ月連続で不審者情報があり、不安感のある状況となっておりました。その後、他の議員の一般質問もあり、防犯対策が強化され、平成29年には防犯カメラの設置が始まり、平成30年には公用車にドライブレコーダーなどを取り付けていただきました。対策の効果だと思いますが、最近では犯罪件数も減少し、不審者もない、そのような状況が続いております。

しかし、町民からのアンケートには、先程も述べましたが、現状に満足してはな

く、不満、どちらかといえば不満という結果でありました。そこで、防犯対策を強化していかなければならず、町も優先度を上げて今まで以上に取り組んでいく総合計画を作られたのだと思います。前回の質問や答弁からの再確認となります。

質問要旨1、子供達への対応の再確認として、初めの質問として、最近の不審者の情報について伺います。

なお、2回目からの質問は自席より質問させていただきます。

議長（宮澤 健君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

それでは、ご質問事項の1、最優先1位の防犯体制の強化をの質問要旨1、子供達への対応の再確認の中でのご質問いただきました最近の不審者情報についてお答えいたします。

最近の不審者情報としましては、令和5年1月に登校中の中学生へ数日に分けて同じ場所において通行車両からクラクションを鳴らされるという案件がございました。この件については、中学校と教育委員会とで情報共有を行い、香取警察署に通報すると共に、中学校教職員により該当場所での見守り活動を実施しました。今後不審者情報を得た際には、教育委員会と学校、警察や関係各機関で迅速に情報共有を行い、必要により保護者への連絡メールや町ホームページなどで周知を図るなど、子供達の安全を最優先に考えながら、不審者対策に努めてまいります。

また、教育委員会では、引き続き職員による定期的な防犯パトロールを実施し、不審者への警戒を行うなど、巡回警備体制の強化を行ってまいります。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

次に、前回質問した際の答弁から、全児童・生徒に防犯アラームを配付しておりましたが、現在は子供達が自ら身を守るために防犯アラームの配付を継続しているのか、質問として2、防犯アラームの配付状況について伺います。

議長（宮澤 健君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

防犯アラームの配付状況でございますが、町では児童の登下校時などの防犯対策として、町で購入した携帯型防犯アラームを小学校の入学時の配付物として、毎年1年生全員に継続して配付しております。

令和4年度については、1年生へ80個の配付を行いました。

また、小学校において1年生に対し、防犯ブザーの使い方の説明を行っております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

次に、前回の答弁よりこども110番は町内に108件あると答弁をいただいております。また、地域ごとに更に増やしていかなければなどと考えていると答弁をいただいておりますが、コロナ禍であり、増やすまでもいなくても維持出来ているのか、こども110番の強化について伺わせていただきます。

議長（宮澤 健君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまのこども110番の強化についてお答えいたします。

こども110番の家は、地域ぐるみで子供達の安全を守ることを目的に子供が身の危険を感じた時など、安心して助けを求め、駆け込める場所としてご協力いただける町民の皆様の住居や商店などに依頼して、目印として看板を設置いただいております。

ご協力をいただいている登録件数でございますが、平成26年度は108件の登録がございましたが、令和4年度では78件の登録をいただいているところでございます。

減少理由としましては、住民の高齢化や日中家を不在にされる方が多くなっていること、商店などを閉店されたことなどが理由として考えられます。

こども110番の家につきましては、今後は町ホームページなどにより制度周知や募集を行い、子供達の安全のため、町民の皆様のご協力を得ながら設置件数の拡

大に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

次に、質問要旨2、今後の取組と課題について。前回質問した時より約8年経過しており、また、現在はスクールバスも導入され、コロナ禍により状況が大きく異なってきております。地域全体で子供達を見守る体制は維持出来ているのか、ボランティア活動へ参加したいという方々が減っている中で、新しい取組は始められたのか伺います。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。新しい取組としては、現在、特にございませんが、安心わがまちパトロール隊等による防犯パトロールなどは引き続き実施をしております。今後も町民の皆さんの安心・安全を感じる住みよいまちづくりを推進していくため、警察や関係団体と連携し、地域全体で子供達を見守る体制を維持してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

続いて、ボランティアに頼るのが難しい状況であるのであれば、しばらくの間は防犯カメラや防犯灯などの設置物に更に啓発活動として犯罪者や不審者の情報の発信でその分を補わなければならないと考えます。その防犯灯の増設やLED化を徐々に進めていただいておりますが、人が集まらない状況下では防犯灯を増やす対策が必要であると思います。先月の2月に笹川地区の区長会と議員の意見交換の場でも防犯灯の電気料金の負担が住んでいる班によって防犯灯の管理数が異なる、LED化推進など、ご意見をいただきました。その他同様に区費に関することで催事費、火防費や、ごみステーション、清掃、区へ加入のメリットなど、様々な区民の負担の問題が現在の物価高騰により同時に更に高齢化の問題も含めて問題が複雑化

してきていると感じました。その他、多くの意見をいただきました。

まずは防犯灯について、町全体で町と町民全体で負担を軽減する仕組み、基準を、公平性を考えなければならない時に来ていると感じました。今後のLED化など、町と区長と議会と協議をいただき、町全体の基準を明確化すべきだと考えますが、今回は新設などの設置や修理時のLED化などの補助金、区への協力支援金など、防犯灯の基準について、まずは現状を伺います。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、現状の防犯灯の基準についてお答えをいたします。

防犯灯については、通学路に設置しているものと各区で設置しているものがございます。

通学路に設置している防犯灯の管理は教育委員会で行っております。電気料金は総務課でお支払いをしている状況でございます。

また、各区管理の防犯灯については、設置、器具交換等に対する補助や維持管理の助成金を各区に交付しております。

なお、LED化を促進するため、LED器具への交換時には補助金の額について増額をしております。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

LED化による電気料金の軽減や電気高騰分の補助など、対応策はいろいろあると思いますが、また、区長さん等と協議をする前ではありますが、負担軽減することで同時に防犯灯を増やす対策としても有効と思われるので、質問として、電気代高騰分の補助など、今後の検討について伺わせていただきます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。現在、町から各区へは防犯灯の維持管理の助成金を

交付しておりますが、電気代については区の負担であったり、各班の対応であったりと、地区の各区によりまして、対応が様々でございます。

まちづくり会議等を通じまして、区長様方から現状をお伺いし、検討してまいりたいと考えております。

また、LED化による電気料金の軽減は有効であると考えております。LED器具への交換の補助金について、引き続き周知をしてまいりたい、このように考えております。よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

次に、不審者の情報は町のホームページの見えるところに表示し、不審者への対策として、町全体で子供達を見守る意識を高めておくこと、啓発の意味もあり、とても重要な情報と考えております。どこに表示されているのか、質問として2、町のホームページの掲載について伺います。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。昨年9月下旬に町ホームページをリニューアルし、表示箇所が変更されております。議員がおっしゃるとおり不審者情報は子供達の見守りや見守る側の意識を高めることが期待され、重要な情報であると承知しております。現在防犯情報はトップページの安心・安全のアイコンからリンクされるようになっております。ホームページはリニューアル後間もないため、分かりにくい部分もございますので、随時見やすい表示に変更、更新してまいりたい、このように考えております。よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

次に、ホームページや防犯灯などの物理的な施策の強化を行いながらとなりますが、コロナ禍を抜けつつある現在、町民に頼っていた施策、人を集めて対応する施策が大きく低下してしまった状態から意識を高めていくことが必要と考え、総合計

画の課題として、質問として3、地域全体の連携体制を構築とは何かを伺います。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

お答えいたします。現在、本町では、警察、消防、防犯指導員、安心わがまちパトロール隊、PTAなどと連携をいたしまして、防犯体制の構築に取り組んでいるところでございます。

今後も地域全体で連携し、子供達を見守る体制を維持してまいりたい、このように考えております。よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

一つ目の質問の最後として、優先順位1位の施策は防犯であるということを再認識していただいたと思います。次のアンケートの時には町民から満足していただける結果が得られるように優先度を上げて、対策の更なる推進、新しい施策に期待して、1点目の防犯体制についての質問を終わります。

次に、2点目の質問として、質問事項2、東庄町耐震強化促進計画について伺います。

まず初めに、既に公共施設や小中学校の耐震は完了していると思いますが、再周知の意味も含め、質問として、学校等の耐震状況の再確認について伺わせていただきます。

議長（宮澤 健君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

学校等の耐震状況をお答えする前に、安全の基準となる耐震基準についてご説明いたします。

耐震基準については、地震への安全性を義務づける基準の改正が、昭和56年6月に施行されており、改正以降の耐震基準を新耐震基準、これに対し、改正以前の耐震基準を旧耐震基準と呼んでおります。

町では、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された校舎及び体育館について耐震

診断を実施し、I S値と呼ばれる耐震性能を表す指標の中で、地震に対して倒壊、または崩壊する恐れが低いとされ、国から求められているI S値が0.7以上となるよう、耐震工事を行ってまいりました。

これらを踏まえて、学校等の耐震状況についてご説明いたします。

まず、こじゅりんこども園の園舎については、平成8年度建築のため、新耐震基準を満たしており、耐震補強が不要の建物となります。

続いて、東庄小学校については、南校舎、北校舎、体育館のいずれも旧耐震基準の建物となっております。これらの建物の耐震補強対策として、南校舎と北校舎は平成14年度、体育館は平成22年度に耐震補強工事を実施しております。

加えて、体育館については、平成27年度に天井等の落下防止対策として、非構造部材の耐震補強工事を実施いたしました。西校舎においては、平成30年度建築のため、新耐震基準を満たしており、耐震補強が不要の建物となっております。

次に、東庄中学校については、校舎と体育館について、いずれも旧耐震基準の建物となっております。東庄中学校では、先程申し上げました耐震診断の結果、安全の基準となるI S値が0.7未満となった普通教室棟について、平成15年度に耐震補強工事を実施しております。

その他の校舎と体育館については、旧耐震基準であるものの、耐震診断の結果、I S値が0.7以上あったことから、耐震補強が不要となっておりますが、体育館については平成27年度、武道場については平成28年度に非構造部材の耐震補強工事を実施しております。

このように、こども園、小学校、中学校の学校施設につきましては、全て耐震化を満たしているところです。

また、今後についてもきめ細かな点検や予防保全を実施しながら学校施設の長寿命化と安全を図ってまいります。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

次に、計画の内容についてですが、耐震計画に基づいて耐震診断や耐震改修の補助などを実施していると思いますが、実施している内容について再確認や周知のた

め、どのような内容なのか質問として2、耐震事業の周知と再確認について伺います。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、花香議員のご質問にお答えします。

まず、東庄町耐震改修促進計画についてご説明いたします。平成7年に国による建築物の耐震改修の促進に関する法律が制定されました。この法律に基づき、東庄町でも東日本大震災後の平成23年3月に東庄町耐震改修促進計画を策定しました。この計画により、現在の建築基準法に基づく新耐震基準以前の昭和56年5月以前に建築された木造住宅に対して、耐震診断の要する費用の2分の1以内で上限額が4万円までの助成をしています。

また、耐震診断の結果、耐震性がないと判定された昭和56年5月以前の住宅に対しては、耐震改修に要する費用の3分の1以内で上限額が50万円までの助成も行っています。

なお、周知の方法として、ホームページで掲載すると共に、毎年4月頃に広報でもお知らせをしています。

以上です。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

他の市町村では、簡易的な耐震診断を無料にしたり、耐震診断や耐震改修の補助の割合を高めたりして耐震化を進めています。先進的な他の市町村を参考に、より安心して住める、災害に強いまちづくりを、町民の命を守ることを是非計画のとおり更に進めていただければとお願いいたします。

次に、質問要旨2、耐震の今後の施策について。

この耐震計画の期間について伺います。町の耐震計画では、平成32年を目標年度に掲げており、既に計画の期間は過ぎていると思いますが、千葉県近隣、一部の市町村では、期間を延長し、計画を改定しております。質問として1、耐震計画を改定する予定について伺わせていただきます。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、ご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり平成29年に改定した町の耐震改修促進計画の目標年度が平成32年度に定められており、計画の期間が過ぎております。千葉県が作成した千葉県耐震改修促進計画についても令和3年に改定し、令和4年には一部改定を行っております。千葉県の計画と整合性をとるために東庄町も令和5年度の改定を予定しています。

以上です。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

新しい耐震計画が策定された際には、町民や議員全員協議会などで内容を周知していただきたいと思います。

次に、通学路や緊急輸送道路の大きな樹木について伺います。

東庄町全体の耐震化は、他の市町村と比べて全体を調べたわけではないのですが、感覚的に耐震が進んでいないのではないかと感じられました。耐震化の済んでいない家屋では、意識して早めに逃げるのが大事であり、その先として避難ルートや緊急輸送道路としての道路の確保、更に倒木した樹木などの撤去が重要になってきます。緊急輸送道路とは、千葉県地域防災計画において地震発生時に避難、救助、物資の供給、諸施設への復旧など、広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的として指定された町内の道路となります。国道や県道となります。この緊急輸送道路や通学路に対して耐震の補助と同様に、もしくはブロック塀の補助金と同様に樹木に対しても危険そうな樹木の耐震診断や伐採の補助を始めてほしいと考えます。

質問として、通学路や緊急輸送道路などの樹木の管理について伺わせていただきます。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それではご質問にお答えします。

本来、私有地からの樹木については所有者の責任で適正な管理をする必要があります。そのため、樹木が生い茂る時期に私有地の樹木の適正な管理について広報や防災無線で周知をしております。

また、木造住宅やブロック塀の補助については、東庄町耐震改修促進計画により建築基準法の耐震基準に満たさない住宅やブロック塀に助成をしていますが、樹木の耐震性については判断することが困難なため、通学路や緊急輸送道路等を含めて樹木の伐採等の補助は行っておりません。

ただし、台風等による倒木などにより交通に支障が来すような時は所有者に代わり町が緊急措置として伐採する場合があります。

また、令和元年の台風15号で樹木の倒木などにより千葉県では大規模な停電が発生をいたしました。これによりライフラインに被害を与える恐れがあるような危険な樹木の伐採に対して千葉県内の自治体からも森林環境譲与税を活用した事例として挙げられるようになりました。東庄町でも令和3年度から重要な電力幹線の上にそり立つような危険な樹木に対しては、森林環境譲与税を活用して伐採を行っており、今後も必要に応じて活用してまいります。

以上です。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

最後に、安心・安全なまちづくり、町民の命を守る、深く考え、議論していくことはとても簡単なことではなく、議会と役場だけでは目的を達成することは出来ません。多くの町民の皆様に手伝っていただく。以前も申し上げましたが、前回の第5次総合計画の基本構想、基本理念に掲げていた協働による暮らしやすい魅力あるまちづくり、協働とは、町に関係する全ての人が一体となってまちづくりを進めていくことであり、一つ一つの施策に対し、ボランティア意識を高めていくことがとても大事なことだと感じました。協働の意識を高めていく、促進していただけるようお願いをし、防犯、耐震の質問を終わります。

最後に何か答弁をいただければお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

答弁ありますか。

以上で、花香孝彦君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は14時とします。

（午後 1時50分 休憩）

（午後 2時00分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、柳堀忠君。

4番（柳堀 忠君）

4番、柳堀です。絶妙なタイミングで休憩が入りまして、目が覚めまして、元気いっぱい質問させていただきます。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。まずは一括質問とさせていただきます、その後、自席で一問一答とさせていただきたいと思います。

国道356号バイパス及び北ルート供用を令和5年度に控え、何点かお伺いさせていただきます。

質問要旨として、一つ、現在使用中の道路、現道との合流付近の安全性確保。一つ、利根川河川敷の使用について。一つ、北ルート設置で求められる地域コミュニティの機能強化。一つ、地域住民の周知。ということで、まず、一つ目の質問をさせていただきます。

現道とバイパスとの合流付近の安全性確保です。国道356号は、銚子市を起点に東庄、香取市を経て我孫子市に至る全延長96キロメートルの県北東地域の経済活動や観光産業を支える重要幹線道路であると認識しています。平成27年6月には、首都圏中央自動車道が東関東自動車道と常磐自動車道を結び、首都圏中央自動車道と接続する国道356号は、沿線地域の企業立地や人口交流、観光産業に一層重要な路線となっており、ふさのくに観光道路ネットワーク事業で広域連携、として現在整備が進められています。現在の国道356号は、渋滞が発生し、歩道のない区間は歩行者が危険な状態にあることから、バイパス計画により混雑緩和と歩行者の安全が確保されるよう、計画を進めています。出来るだけ早く完成しますこと

を望むところです。

現道においては、バイパス計画により今までの危険な状態が緩和され、生活道路としての安全性が増すことが考えられますが、ネットワーク化されたバイパス道路には当然車両が増え、走行車両の高速が考えられます。そこで新たな交通事故の危険性が発生するのではと危惧しております。まず、危惧される箇所は、現道とバイパスの合流付近であると考えます。

そこで伺います。バイパスと合流する道路である河口堰の道路、そして菰敷橋からの道路、そして笹川駅からの道路、そして利根川堤防の側道で農耕車両も通行する道路とバイパスの合流接続方法、そして合流付近の安全対策、もちろん車両の安全、歩行者の安全を含みます、について伺います。

併せて、バイパスと接続され、供用されると一気に交通量が増えることが予想される北ルートと交差する道路は産業、医療にとっても重要な道路であり、生活道路としても使用している地域住民にとっては、新たな危険性が発生するのではないかと危惧しますが、町の見解を伺うと共に、安全対策、もちろん車両の安全、歩行者の安全をどのように考えているか伺います。

もう一つ、バイパスと隣接する河川敷の町民広場、コジュリン公園の使用についてです。供用が開始されると隣接する施設はどのような扱いになるのか伺います。

町民ひろばでは、休日ともなるとラジコン機を飛ばす愛好家が楽しんでおり、コジュリン公園でのバードウォッチングに来られる方もおります。これらの施設への移動は、バイパスを横断してのアクセスとなり、危険を伴いますし、駐車場の確保の課題もあるかと考えます。長年親しんできたこのような施設の在り方をどのように考えているか伺います。

この後は自席で質問させていただきます。よろしく願いいたします。

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

議長、答弁をする前に参考資料の配布の許可をお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

ここで答弁者から資料の配付をしたい旨の申出がありますので、これを許します。

ここで暫時休憩とします。このままでお待ちください。

（午後 2時05分 休憩）

(午後 2時06分 再開)

議長（宮澤 健君）

会議を再開します。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、今、配布していただきました参考資料については、後ほどご覧になっていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、柳堀議員のご質問の質問要旨1の現在使用中の道路（現道）との合流付近の安全性確保、道路との接続方法についてお答えをいたします。

1点目のご質問の現道とバイパスとの交差点付近の安全対策についてお答えします。

国道356号バイパスの事業者である香取土木事務所に確認しましたところ、まず笹川新橋からの県道とバイパスとの接続方法は丁字路となり、交差点付近における車両や歩行者等への必要な安全対策について現在関係機関と協議していると伺っています。交差点の安全対策等が決まり次第、ご報告いたします。

また、笹川新橋付近のバイパスとバイパスの南側に並行に走る側道との合流方法等は、現状と変更はないとのことです。

続きまして、菰敷橋からの農道とバイパスとは丁字路で接続します。また、菰敷橋から側道との接続方法は現状と変更ないとのことです。

最後に、新宿の河口堰付近についてご説明いたします。お手数ですが、参考資料の一般国道356号バイパスと側道をご覧ください。

現在、黒部川に新しい橋を架けておりますが、その先に一般県道谷原息栖東庄線に丁字路として接続されます。また、県道からサイクリングコースまで、東側に歩道が設置されるとのことです。なお、こちらの交差点につきましては、概ね完成していますが、車両や歩行者等への必要な安全対策について現在関係機関と協議をしていると伺っております。交差点の安全対策が決まり次第、ご報告いたします。

また、バイパスと側道との合流については、新しく黒部川に架かる橋、仮称黒部川新橋の左岸上流側に接続される予定とのことです。

仮称黒部川新橋の両側に河川管理用通路がバイパスと接続されます。歩行者の安

全対策についてですが、356号バイパスの歩行者は、利根川に隣接する自転車道（サイクリングコース）を利用させていただきます。

続きまして、現道と下総橋停車場東城線バイパス、通称北ルートと交差点付近の安全対策についてお答えします。

東庄町羽計台から東庄病院に抜ける町道と下総橋停車場東城線バイパスとの交差点の安全対策についてですが、同交差点については、現時点において警察庁の信号機設置の指針に示された基準に満たさないことから、現在、香取土木事務所において信号機を設置しない交差点における必要な安全対策について関係機関と協議していると伺っています。安全対策等の内容が決まり次第、ご報告いたします。

最後に、質問要旨2の利根川河川敷の使用についてお答えします。

お手数ですが、もう一度参考資料の一般国道356号バイパスと側道をご覧ください。

ご質問のバイパスと隣接する河川敷の町民ひろば、菰敷橋付近のコジュリン公園の使用についてですが、河川敷の町民広場については、国道356号バイパスと離れていることから、ラジコンなどは今までと同様にご利用出来ます。

また、町民ひろば駐車場のアクセスは、バイパスや側道から直接入れなくなり、河口堰の橋の手前から入るルートだけとなります。コジュリン公園へのアクセスは、現状と変わりませんが、バードウォッチングなどで車で来られる方は、町民ひろば駐車場に車を止めてもらい、サイクリングコースを歩いてもらう形になります。

以上で私の答弁を終わらせていただきます。

議長（宮澤 健君）

4番、柳堀忠君。

4番（柳堀 忠君）

鈴木課長、カラーコピーの非常に丁寧な資料と丁寧な説明で非常に分かりやすかったんですけども、結果的には安全対策は協議中ということで、これからの対策かどう出るかということで、これからも注視していきたいと思っています。よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

北ルート設置で求められる地域コミュニティーの機能強化ということで質問させていただきます。

今、ご説明がありましたように北ルート of 工事が中断して三十数年ぶりの再開。やっとな本来の目的が遂げられることは大変うれしく思いますし、この間の関係各位の不断の努力に感謝を申し上げる次第です。

現在、橋脚の脇には新宿区の区民館が建設されており、集会所、時には避難所としての地域の中心として使われています。

さて、実際に跨線橋が出来てくると幾つかの課題が顕在化してきました。幾つか挙げてみたいと思います。

一つ、区民館への車、人のアクセスルートと駐車場、これは避難所としても使う時があるわけですから、その対応を含めての間です。一つ、区民館の防音対策、そして防音サッシ、窓を閉めると暑いのでエアコンの設置等々、これは北ルートが出来ることによって、交通量が増える対策、防音対策としてお伺いします。

もう一つ、区民館の環境整備として情報機器、洋式トイレ、水道施設等々の環境整備をお願いしたいと思っております。今までの地域の中心として使用してきた区民館が、北ルートにより機能低下を招いてはなりません。公共事業のために地域として協力する中で、両者がウインウインの関係で地域のコミュニティーの機能強化を図れることが活性化にもつながると考えます。

今後、地域の祭礼の場所としての在り方も考えられており、区民館の役割は増すばかりです。このような状況において、機能強化、地域活性化に向けて一地区での対応では無理があると考えます。

そして、このように地域が変わる時には、より丁寧な説明も必要かと思われます。そこで伺います。一つ、区民館への車、人のアクセスルートと駐車場の対応についてお伺いします。お願いします。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、ご質問にお答えします。

お手数ですが、参考資料、下総橋停車場東城線バイパスと側道（新宿区民館へのアクセスルート）をご覧ください。

まず、国道から新宿区民館へ行くアクセスは、東側の仮称1号側道から橋の下をくぐり、区民館に行く形になります。

また、羽計方面から新宿区民館に行くアクセスは、下総橋停車場東城線バイパス、西側の仮称2号側道に降りて区民館に行くルートになります。

なお、仮称1号側道及び仮称2号側道とも車のすれ違いは可能な道路幅員の計画となっております。

駐車場につきましては、高架橋の桁下空間がありますので、この部分を東庄町が千葉県に占有としてお借りして、地元が利用することも可能と考えております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

4番、柳堀忠君。

4番（柳堀 忠君）

併せて、カラーコピーの説明をありがとうございます。なかなか複雑な図面で、まだはっきりイメージも湧かないのですが、これから工事が進んでくれば概要もよく見えてくるし、また、地域の方達とも相談しながら、確認していければと思っております。よろしくお願いいたします。

続いて、地元コミュニティの機能強化についてお伺いします。

区民館の環境整備として、防音対策、エアコン設置、情報機器、洋式トイレ、水道敷設などの対応についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政課長（加瀬博子君）

ご質問のありました区民館の環境整備として、防音対策、防音サッシ、エアコン設置、洋式トイレ、水道設備の対応についてお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、地域の区民館は大切な施設であります。町では通年、新築、改築、改修の際、補助事業を行っております。また、宝くじの助成を利用しましたコミュニティ補助事業も毎年区長様方へ通知を行っております。こちらは毎年9月頃の区からの申請となり、翌年度の実施となります。補助金事業を活用しながら環境を進めていただけたらと思っております。

私からは以上です。

議長（宮澤 健君）

4番、柳堀忠君。

4番（柳堀 忠君）

ご答弁ありがとうございます。毎年9月頃の申請ということを知りました。これから区の区長、代表等々含めまして、相談させていただき、申請の手続きが出来たらと思っております。よろしく願いいたします。

続いて、地域住民への意見交換会を含む説明会の開催を希望したいと思っております。ご対応についてお伺いいたします。よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、ご質問にお答えいたします。

意見交換や説明会については、テーマや内容によって異なってきますが、必要に応じて東庄町と千葉県で調整して対応いたします。よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

4番、柳堀忠君。

4番（柳堀 忠君）

ありがとうございます。地域でも区会とか班の集まりがありますので、意見交換しながら、ただいまご答弁いただいた内容を伝えておきます。ご対応、よろしく願いしたいと思っております。

最後になりますが、ふさのくに観光道路ネットワーク事業としてこのような広域で大規模な道路政策によって関連する自治体が発展することを願わずにはられません。道路名にあるように、観光道路としての在り方は今後の課題となるかもしれませんが、ネットワークでつながっていることは最大のアドバンテージだとも考えます。岩田町長の所信表明にもありました。この道路整備、いわゆるバイパス、北ルートに合わせて接続する町道についても整備をしておりますとおっしゃっておりました。まずは地元地域を第一に考えて取り組んでいただけることが、ふさのくにの発展につながると考えております。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。真摯なご答弁、ありがとうございました。

議長（宮澤 健君）

以上で、柳堀忠君の一般質問を終わります。

次に、8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

8番、板寺です。一問一答でお願いいたします。

3月1日付、新聞の一面トップで、令和4年に生まれた子供の数が80万人を割った。前年比5.1%の減。国が平成29年に公表した推計では80万人割れを令和15年と見込んでいたが、10年以上も早いペースで少子化が進んだと報道されました。

東庄町の状況を広報東庄で集計させていただきました。昨年4月号から今年3月号まで集計してみますと、出生届は39人、お亡くなりになった方が174人、婚姻届は12組ということでした。昨年の10月号、8月の届出ですが、出生届はゼロでした。これにはかなり衝撃を受けました。

今日は人口減少、少子化によって起こる問題の一つと思われる空き家とその対策について質問させていただきます。午前中の質問と重なる部分もあるかと思いますが、ご了承の方、お願いいたします。

質問事項、東庄町の空き家と対策。

質問要旨1、東庄町空き家の状況。町内近隣で空き家、空き地が増えていると感じています。対策を考える上で、まずは状況を把握することが必要かと思えます。東庄町の住宅総数と空き家の戸数について伺います。

以降の質問は自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

ただいま板寺議員からご質問のありました質問事項1、東庄町の空き家と対策について。質問要旨1、東庄町空き家の状況についてお答えいたします。

町内の住宅総数と空き家の戸数ですけれども、固定資産税の資料によりますと、令和4年1月1日現在の家屋総数ですが、5,779棟となっております。うち空き家の戸数については把握しておりませんが、平成27年に総務課で地図業者に委託して実施した空き家調査で99件となっております。

私からは以上となります。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

ただいま平成27年で99戸という数字であったというふうにお伺いしました。多分、現状では相当な数の増加が考えられます。空き家となるにはいろいろな状況があると思いますが、その中で相続の登記、相続に関してははっきりしていない、あるいは所有者が分からなくなってしまったということがあるかと思います。そこで伺いますが、空き家で相続登記が済んでいない戸数や、これは東日本大震災の復興の妨げの一因となったと言われる所有者不明土地、どなたの土地か、どなたの家か分からないという、そういう所有者不明の不動産があると思うんですけども、これはどの程度あるか把握しているか伺います。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

ただいまの空き家の相続登記が済んでいない戸数でございますけれども、こちらについては申し訳ありませんが、把握しておりません。また、所有者不明の家屋がどの程度あるかのご質問でありますけれども、相続人不明や相続放棄がされている家屋については7件ございます。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

午前中も質問があったかと思いますが、空き家等対策特別措置法という特定空き家とは、そのまま放置すれば倒壊など、著しく保安上危険となる恐れのある状態、または著しく衛生上有害となる恐れのある状態だということですが、特定空き家の指定というのは、空き地等対策計画というものが必要でしょうか、伺いたします。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

高木議員の一般質問の中でまちづくり課長からも答弁がありましたとおり、特定

空き家の指定につきましては、空き家等対策計画の作成や協議会を設置する必要があります。
ございます。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

これまでの話では、東庄町の空き家の実態があまり把握出来ていないと感じます。
今後、対策を進めていく上でもっと調査の必要があるのではないかと思います。

質問要旨2、現在行われている空き家対策、町内の空き家・空き地を有効に活用
するために空き家・空き地バンク事業を行っているかと思えます。ホームページで
は前より大分ボリュームが出て、見応えも出てきました。これまでの空き家・空き
地バンクの利用、成約状況についてお伺いいたします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、ご質問のありました質問要旨2、現在行われている空き家対策につい
てお答えします。

平成28年から行っている空き家・空き地バンクには、24件の登録物件があり、
開始から現在まで10件の成約がありました。現在は空き家6件、空き地5件の物
件を町のホームページで公開、提供をしております。また同時に、空き家・空き地
バンクを15人の方が物件紹介を待っている状況となっております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

需要があるということで、すごくいいことだと思いますが、出来るだけ需要に応
えられるような物件があるといいと思います。

それと一つ、町民の声として、空き家・空き地バンクなのですが、これはホーム
ページでの閲覧だけだと思うのですけれども、ホームページにそれで見られないと
いう方も結構いるので、例えば、新規の物件とか、繰り返しでもいいんですけれど

も、そういうものがあれば広報東庄などで、新規物件というのは小さいコーナーでもいいので、紹介してもらえれば、そこからホームページに、ここ見せてくれとかなんとかという話で進んでいく可能性もありますので、そういうご検討もお願いしたいと思います。

次に、まだ施行されて間もない事業だと思いますが、東庄町空き家等活用事業補助金や移住支援事業補助金の事業内容と利活用状況についてお伺いします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

令和4年度より新規補助事業として空き家等活用事業補助金を行いました。空き家の家具の撤去に5万円を上限に2分の1補助し、空き家・空き地バンクの仲介手数料の補助に5万円を上限に支給するもので、現在、2件の支給をいたしました。

また、移住支援事業補助金につきましては、単身の移住者1件として60万円を交付いたしました。この補助事業につきましては、国・県と共同で推進しており、令和5年4月より国の制度改正により、18歳未満の子供1人当たりの加算額を100万円にするなど、より家族でのU I Jターンを推進してまいります。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

引き続き町民の皆さんにご利用いただけますよう、ご案内、告知をお願いいたします

質問要旨3番、今後必要な対策。平成26年に空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。これは空き家が引き起こす諸問題について、解決に向けた法整備だということです。法律のところを少し読んでみました。この後の質問につながりますので、少し読ませていただきます。

空き家等対策の推進に関する特別措置法、目的として第1条、この法律は適切な管理が行われていない空き家などが防災・衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体、または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空き家などの活用を促進するた

め、空き家などに関する施策に関し、国による基本方針の策定、市町村による空き家等対策計画の作成、その他の空き家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の進行を寄与することを目的とする。

その中で、先程から話が出ています空き家対策計画、これは第6条で触れられておりまして、市町村はその区域内で空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して空き家等に関する対策についての計画を定めることが出来る。定めることが出来ると、これは、ガイドラインでは義務ではないというふうに出ていました。その空き家対策計画においては、次のことを定めると、その内容が書いてありますけれども、主なものを読み上げますと、空き家などの調査に関する事項、それから特定空き家等に対する処置、これは助言から始まり、指導、それから勧告、それから命令、または規定により代執行を行うことが出来る、こういうようなものを定めた計画ということであります。

この空き家等対策計画の作成には、協議会を設置するというふうになっております。協議会は第7条に書いてありまして、市町村は空き家等対策計画の作成、及び変更、並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することが出来る。協議会は市町村長の他、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化などに関する学識経験者、その他の市町村長が必要と認めた者をもって構成するというふうになっております。

今、東庄町は、この計画は立てられておりません。まだそこまでいく状況でなかったということで、このような状況で来ているのかなというふうに思っています。

しかし、これからのことを考えれば、やはり法定協議会、先程の法定協議会を設置して、空き家等対策計画の作成が必要だと思えます。この答弁については、先程まちづくり課長からお話がありましたので、これは結構であります。

質問なのですが、今の空き家等特別措置法は、問題が起きた後の状況についての対応を法制度はしたというふうに思うんですけれども、これとはちょっと別で、問題が起きる前、要は、空き家になる前にどうにかならないかと。空き家にしないためにどうにかならないかということで、家の賃貸や売買、相続登記に関する様々な情報を町民に告知する方法や、気軽に相談出来る窓口が必要だと考えますが、町の考えをお聞きします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

議員がおっしゃるように問題が起きる前、空き家になる前や、空き地になる前に相談する窓口の存在は必要であります。総務課企画財政係では、空き家・空き地バンクのチラシの中で、「空き家は放置が進むと活用が難しくなり、所有者にも地域にも負の遺産になってしまいます。それを食い止めるためには、自分が住んでいる家を将来どうするか考え、早めに対応することが大切です」と記載し、10月に町内回覧を行いました。

また、広報東庄でも記事にし、区長会にもチラシを配布させていただきました。その結果、昨年12月に竜神台区のご協力や情報提供をいただき、区内の空き家・空き地の方々に同様のチラシを配布いたしました。まだ日が浅く、結果として申し上げることは出来ませんが、今後も地区の要望等がありましたら協力して、空き家・空き地バンクの利用促進をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

先程ちょっと話が漏れたかもしれませんが、空き家対策特別措置法の関係ですけれども、先程の関係でいえば、法定協議会を設置して、法定協議会で空き家対策計画を作成する、その作成を国・県が後押しするという法律のようですので、設置の方、よろしく願いいたします。

そして、空き家・空き地バンクについてなんですけど、こちらは物件を売りたい、買いたい、貸したい、借りたいという物件情報の場所として認識している方がほとんどだと思いますけれども、今後、不動産に関するルールが大きく変わっていくようです。例えば、この4月から相続土地国庫帰属制度の創設、国の承認があれば国に土地を帰属出来るというのが始まるようです。そして、同じく遺産分割に関する新たなルール、遺産分割について10年経てば法定の相続分によって画一的に遺産分割が出来るようになるというような話です、詳しいことはよく分かりませんが、それと令和6年4月から、相続後3年以内の相続登記の申請の義務化、自分

が相続人だと分かった時から3年以内に申告してください、登記してくださいというこの義務化ですね、これを怠ると過料が科されると。そして令和8年4月からは、登録変更の義務化です。同じく住所とか連絡先が移動、変更になった場合は、それを変更届を出さなければ、これも過料が科されるというような話です。

以上のように、所有者不明土地をなくす施策が始まっていくようです。このようなことを踏まえて、これまで以上に空き家にしない対策、これを含んだ相談窓口が必要かと思います。不動産のことは不動産屋さんや司法書士さんに聞けばいいと思われそうですが、なかなか不動産屋さんとか司法書士さんにいきなり行って相談というのは敷居が高いのかなと思います。相続するべき不動産について、気軽に相談出来る窓口がやはり役場の中にあればいいのかなどというふうに思いますが、町の考えをお伺いします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

議員がおっしゃるような相続不動産登記の変更関係については、法務局の関係であり、町として今後の対応はまだ分かりませんが、土地や実家の相続については、いろいろな悩みを抱える方が出てくると思います。町としましては、情報を駆使して空き家・空き地の所有者に活用方法の提案をしたり、空き家・空き地を活用したい企業に情報提供するなど、積極的に利活用のマッチングを実施し、相談窓口になりたいと考えております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

答弁ありがとうございました。今後、益々空き家の活用というものを考えていかなければならないと思います。町として、積極的な対応をお願いいたしまして、質問を終わります。

議長（宮澤 健君）

以上で、板寺正範君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第6、発議第1号、東庄町議会の個人情報の保護に関する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

それでは、ただいま議題となりました発議第1号、東庄町議会の個人情報の保護に関する条例を制定することについての提案理由と内容につきまして、ご説明申し上げます。

これは個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日以降、各地方公共団体の個人情報保護制度については、改正後、個人情報保護法の規定による共通ルールが直接適用されることとなりますが、各地方公共団体の議会は共通ルールの適用対象から除外されることとなりました。しかしながら、引き続き町と同様に町議会における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるため、新たな東庄町議会個人情報の保護に関する条例を制定するものでございます。

この条例は、全国町村議会議長会から示された6章57条及び附則で構成されており、機関として負うべき義務を課す条文の主体は議会を、個人情報の開示や訂正など具体的な処分の権限行使に係る条文の主体は、議長を規定しております。

主な内容は、議会が保有する個人情報の取扱いについて必要な事項を定めることとする。議長は、議会が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないことについて定めることとするなどです。

詳細につきましては、後ほど条文を参照願います。

また、この条例は法改正に合わせ、令和5年4月1日から施行することとなります。

以上で発議第1号の提案理由と内容説明を終わります。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

討論なしと認めます。

これから発議第1号、東庄町議会の個人情報保護に関する条例を制定することについてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(宮澤 健君)

起立全員です。

従って、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第7、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(宮澤 健君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱でございますが、人権擁護委員法に基づき市町村長が議会の意見を聞いて推薦することになっております。

この度、青柳清一氏が令和5年6月30日の任期満了をもって退任されることから、新たに候補者として推薦するものでございます。

今回新たに候補者として推薦したい宮澤篤志氏は、東庄町今郡にお住まいで、平成31年3月に千葉県立高等学校の教員を退職され、その後、現在も非常勤講師と

して県立高等学校に勤務をされております。

宮澤氏は、大変誠実、また温厚な方で、社会に貢献しようとする意欲旺盛な方でございます。皆様のご意見を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

お諮りします。

ただいま議題となりました諮問第1号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本案はこれを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

日程第8、議案第11号、東庄町個人情報保護法施行条例を制定することについて、日程第9、議案第12号、東庄町情報公開個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を制定することについて、以上2件を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（宮澤 健君）

本件について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第11号及び第12号の提案理由を申し上げます。

両案件は、いずれも令和3年5月19日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、関係条例を整備するものであります。

議案第11号の東庄町個人情報保護法施行条例につきましては、改正法において地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールが規定されたことに伴い、新たに東庄町個人情報保護法施行条例を制定するものであります。

議案第12号、東庄町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正につきましては、根拠法令である国の個人情報保護法の改正、町及び町の議会の関係条例の制定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上、2議案につきまして申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、議案第11号と第12号、両案の内容を説明いたします。

町長の提案理由にもございましたが、両案件はいずれも令和3年5月19日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、関係条例を整備するものでございます。

初めに、議案第11号、東庄町個人情報保護法施行条例の制定についての内容を説明申し上げます。

改正法において、これまで地方公共団体ごとに定められていた個人情報保護制度について、全国的に共通のルールが定められ、個人情報の全体の所管については、個人情報保護委員会に一元化されることとなりました。

本条例は、改正法の規定のうち地方公共団体に関する規定については、令和5年4月1日から施行されることから、本町においても法改正による全国的な共通ルール化の趣旨を踏まえ、個人情報保護制度の見直しを行い、改正後の個人情報保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案書の4ページをお願いいたします。

第1条では、目的規定を置いた趣旨について定めております。

第2条では、条例における用語と実施期間の定義について定めております。

第3条では、個人情報ファイル簿の記載事項について定めており、法律の他、規

則で定める事項を記載することとしております。

第4条は、手数料について定めております。開示請求にかかる手数料は無料とし、コピー代等の実費は請求者の負担とすることとなります。

第5条では、東庄町情報公開・個人情報保護審査会への諮問について定めております。実施期間は必要な場合は審査会に諮問出来ることとなっております。

第6条では、条例実施のための規則委任について定めております。

次に、附則でございますが、5ページをお願いします。

附則第1条では、施行期日を定めており、改正法の規定のうち地方公共団体に関する規定の施行日である令和5年4月1日としております。

第2条では、東庄町個人情報保護条例の廃止について定めております。本条例の制定に伴い、現行条例は廃止されることとなります。

第3条及び第4条では、旧条例からの経過措置について定めております。まず、第3条第1項では、責務について。第2項では保有個人情報の開示、訂正及び利用停止について。第3項では、審査会への諮問による調査審議について。第4項から、6ページにかけての第6項では、罰則規定について。第4条では、処罰について定めております。

以上で議案第11号の説明を終わります。

次に、議案第12号、東庄町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

議案書の8ページをお願いします。

東庄町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正につきましては、根拠法令である国の個人情報保護法の改正、町及び町の議会の関係条例の制定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

参考資料の1ページをお願いいたします。

初めに、第2条の所掌事務についてでございますが、根拠法令の改正に伴う改正を行います。

東庄町個人情報保護条例第33条で定められていた審査請求があった場合の手続きについて、議会を除く実施期間については、国の改正法に、議会については、議会個人情報保護条例に定められたこと、個人情報保護法施行条例において審査会への諮問事項が定められたことによる改正となります。

次に、第3条では、用語の定義について、第2条と同様に根拠法令の改正に伴う改正でございます。

条例で定められていた用語について、国の改正法、議会個人情報保護条例に定められたことによる改正となります。

また、施行日は法施行条例と同じく令和5年4月1日となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第11号、東庄町個人情報保護法施行条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、東庄町情報公開個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。明日、8日の会議は定刻に参集願います。ご苦労さまでした。

(午後 3時04分 延会)